平成 22 年度

社会技術研究開発事業
問題解決型サービス科学研究開発プログラム
提案募集のご案内
[募集要項]

独立行政法人 科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成 22 年 4 月

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」 目次

Ⅰ．平成 22 年度募集にあたっての注意事項 1
1. 応募方法 1
2. スケジュール 1
3. その他 2
Ⅱ．趣旨 3
Ⅲ．問題解決型サービス科学研究開発プログラムの概要 3
1. 問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは 3
2. 「サービス」及び「サービス科学」の考え方 3
3. 目的 4
4. 二種類の研究アプローチ ： A.問題解決型研究と B.横断型研究 4
5. A.問題解決型研究と B.横断型研究の関係 8
6. 対象としない研究 10
7. 採択の是非に慎重な検討・判断を要する研究 10
8. プログラムの運営体制 11
9. プログラムの運営 11
10.プログラムの評価 12
11.プロジェクトの選考要件 12
12.対象とするプロジェクトのイメージ 13
Ⅳ．募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方 15
Ⅴ．選考及び採択 17
1. 選考のプロセス 17
2. 選考体制 17
3. 選考要件 18
4. 選考スケジュール 19
Ⅵ．応募の要領 20
1. 要件 20
2. 提案書様式（記入要領） 21
3. 応募方法 21
Ⅶ．研究開発の実施にあたって 22
1. 計画 22
2. 実施体制 22
3. 実施拠点 23
4. 委託研究契約と知的財産権の帰属 24
5. 研究代表者の責務 24

6. 実務機関の責務等 25
7. 委託研究費の使途 26
8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトまたは企画調査の主たる実施者として参加する場合 27
Ⅷ. 報告及び評価 28
1. 報告 28
2. 評価 28
Ⅸ. 応募に際しての注意事項 29
1. 提案書記載事項等の情報の取り扱い 29
2. 採択されたプロジェクトに関する情報の取り扱い 29
3. 不合理な重複及び過度な集中の排除 30
4. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置 31
5. 実施機関における研究開発費等の適切な管理・監査の体制整備等について 32
6. 研究活動の不正行為に対する措置 33
7. その他 35
Ⅹ. 平成 22 年度 社会技術研究開発事業の提案募集 Q&A 36
XI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について 39
1. e-Rad による応募 39
2. 利用可能時間帯、お問い合わせ先 40
3. 具体的な操作方法と注意事項 41
XII. 問題解決型サービス科学研究開発プログラム 提案書様式(様式 1～7) 44
XIII. 添付資料 58
1. 委託研究費(研究開発費及び企画調査費) 費目一覧 58
2. キーワード表 59

Ⅰ．平成 22 年度募集にあたっての注意事項

1. 応募方法

平成 22 年度の「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行ってください。

e-Radの利用にあたっては、まず「研究機関情報」と「研究者情報」の2つを事前登録し、e-RadへのログインID、パスワードの取得が必要です。「研究者情報」については研究代表者(提案者)の所属機関の事務担当者による登録が必要です。本プログラムでは、ID、パスワードを取得した「研究代表者」(P20)から応募していただきますので、下記のポータルサイトを参照して登録してください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもっての登録手続きをお勧めします。既に登録済みの場合は、再登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び研究代表者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は、特にご注意ください。

本プログラムへの応募は提案書様式を充足させ、研究代表者ご自身から直接応募してください。また、本プログラムに1人の方が応募できる研究開発プロジェクトは1件のみです。本プログラムに応募される場合、本年度に社会技術研究開発事業にて募集を実施する他の研究開発プログラム（「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」及び「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」）に応募することはできません。なお、社会技術研究開発事業の他の研究開発プログラムとは募集要項、提案書様式が異なりますのでご注意ください。

＜府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト＞

http://www.e-rad.go.jp/

＜社会技術研究開発センターホームページ 「研究開発プログラム提案募集について」＞

http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html

2. スケジュール

提案募集 開始	平成 22 年 4 月 28 日(水) 正午 12 時
提案募集 受付締切 (府省共通研究開発管理システム e-Rad による受付期限日時)	平成 22 年 6 月 23 日(水) 正午 12 時(厳守)
書類(一次)選考	平成 22 年 7～8 月(予定)
面接(二次)選考 (日程が確定次第、下記ホームページに掲載します) http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html	平成 22 年 8 月(予定)
事務処理説明会・契約	平成 22 年 9 月(予定)
研究開発開始	平成 22 年 10 月 1 日(金)～

※ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は予定です。今後変更となることもあります。

※ 選考の結果については、採否にかかわらず研究代表者に通知いたします。

3. その他

(1) 一般的な注意事項は本要項の「IX 応募に際しての注意事項」(P29～35)に記載しています。

(2) 新しい情報は随時下記ホームページに掲載しますので、併せてご参照ください。

(3) お問い合わせ先は下記の通りです。

[お問い合わせ先]

お問い合わせは、電子メールでお願いします。(お急ぎの場合を除く)

また、下記ホームページに、最新の情報を掲載しますのでご参照ください。

http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html

独立行政法人科学技術振興機構(JST)

社会技術研究開発センター(RISTEX) 企画運営室 公募担当

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエアビル 5 階

E-mail:pub-t@jst.go.jp

Tel. 03-5214-0132 Fax. 03-5214-0140

※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

Ⅱ. 趣旨

独立行政法人科学技術振興機構(JST)社会技術研究開発センター(RISTEX)は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

問題解決型サービス科学研究開発プログラムでは、サービスの現場と学問・要素技術をつなぎ、様々な学問分野の知見を有機的に統合・融合させ、新しい学問分野として「サービス科学」研究開発を推進します。

Ⅲ. 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの概要

1. 問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは

問題解決型サービス科学研究開発プログラム(以下「本プログラム」という)とは、社会の具体的あるいは潜在的なニーズを把握し、実データや事例を利用し、分野融合型(自然科学と人文・社会科学等)のアプローチで、問題解決のための技術・方法論等を開発(質・効率の向上と新しい価値の拡大)するとともに、さらに「サービス科学」の研究基盤構築を目指した研究開発を推進するものです。

2. 「サービス」及び「サービス科学」の考え方

「サービス」は社会的・経済的価値を生み出す機能を有し、その範囲は金融業や小売業、情報サービス等、これまで「サービス産業」に位置付けられてきたものから、環境・エネルギー、行政、福祉・医療等の公的サービスまで幅広い分野に至りますが、我が国では、従来、サービスは商品に付加的なもの(商品の値引き等を含む無料の奉仕、貢献等)、あるいは製造業と区分されたサービス産業における商品として捉えられてきた側面があります。

一方、近年では、サービスにより生まれる価値には、サービスと貨幣との交換によって生まれる価値(交換価値)に留まらず、モノやサービスを利用することによって生まれる価値(利用価値)までも含まれ、サービス(サービス業)とモノ(製造業)とは不可分であるという考え方が世界的に拡がりつつあります。

以上を踏まえ、本プログラムでは、「サービス」を、

「提供者による、被提供者のための価値創造を目的とした機能の発現[1]」

と捉えることとします。なお、ここでいう「価値創造」には、被提供者に対して行う一方向的な価値創造のみでなく、提供者と被提供者が価値を共有し、さらに双方向的かつ同時に価値

[1] 通常、サービスは、ヒトが提供者であることを前提としていることが多いため、「行為」という言葉が広く使われています。しかし、本プログラムでは、モノが提供者である場合(e.g. コインランドリーサービス等)も対象としていることから、「機能の発現」としています。

を創造する「価値共創」も含まれます。

また、本プログラムの「サービス科学」が従来の科学研究やサービス関連の研究開発と異なるのは、既存のサービスに科学的アプローチを導入してその効率化や最適化を図るのみに留まらず、社会における様々なサービスについて、サービスの提供者と被提供者を含むアプローチにより、科学的な概念・理論・技術・方法論の知見を生み活用していくことで、新しい学問的基盤の構築と価値の向上や創造を実現しようとする点です。

なお、ここで用いる「科学[2]」は、数学や情報通信工学等の自然科学分野と、マネジメントやマーケティング、文化人類学等の人文・社会科学分野の両方を含みます。以上を踏まえ、本プログラムでは、「サービス科学」を、

「サービスに係わる科学的な概念・理論・技術・方法論を構築する学問的活動、及びその成果を活用すること」

と捉えることとします。

3. 目的

本プログラムでは、以下の目的を設定します。

(1) 社会における様々なサービスを対象に、その質・効率の向上と新しい価値の創出・拡大のために、問題解決に有効な技術・方法論等を開発する。抽出した知見を積み上げていくことで、「サービス科学」の概念・理論・技術・方法論を創出して、将来的に様々な分野のサービスで応用可能な研究基盤を構築する。

(2) 「サービス科学」の横断的要素（本プログラムでは、「研究エレメント」（P7、表 1 参照）と呼ぶ）を科学的に検証し、一般化・体系化することで、「サービス科学」の研究基盤を構築する。

(3) 新しい技術・方法論等の研究成果を様々なサービスに活用し、個々の問題を解決することで、社会に貢献する。

(4) 「サービス科学」の研究者・実践者の連携・協働を促し、コミュニティ形成に貢献する。

4. 二種類の研究アプローチ ： A.問題解決型研究と B.横断型研究

上記の目的を達成するために、本プログラムでは具体的なサービスに係わる問題解決を起点とする「A.問題解決型研究」と、「サービス科学」の研究エレメントを起点とする「B.横断型研究」の二種類の研究アプローチを設定します（P5、図 1 参照）。

[2] 科学の手法として、論理実証的（仮説検証的）なものと現象解釈的なものの両方を含みます。

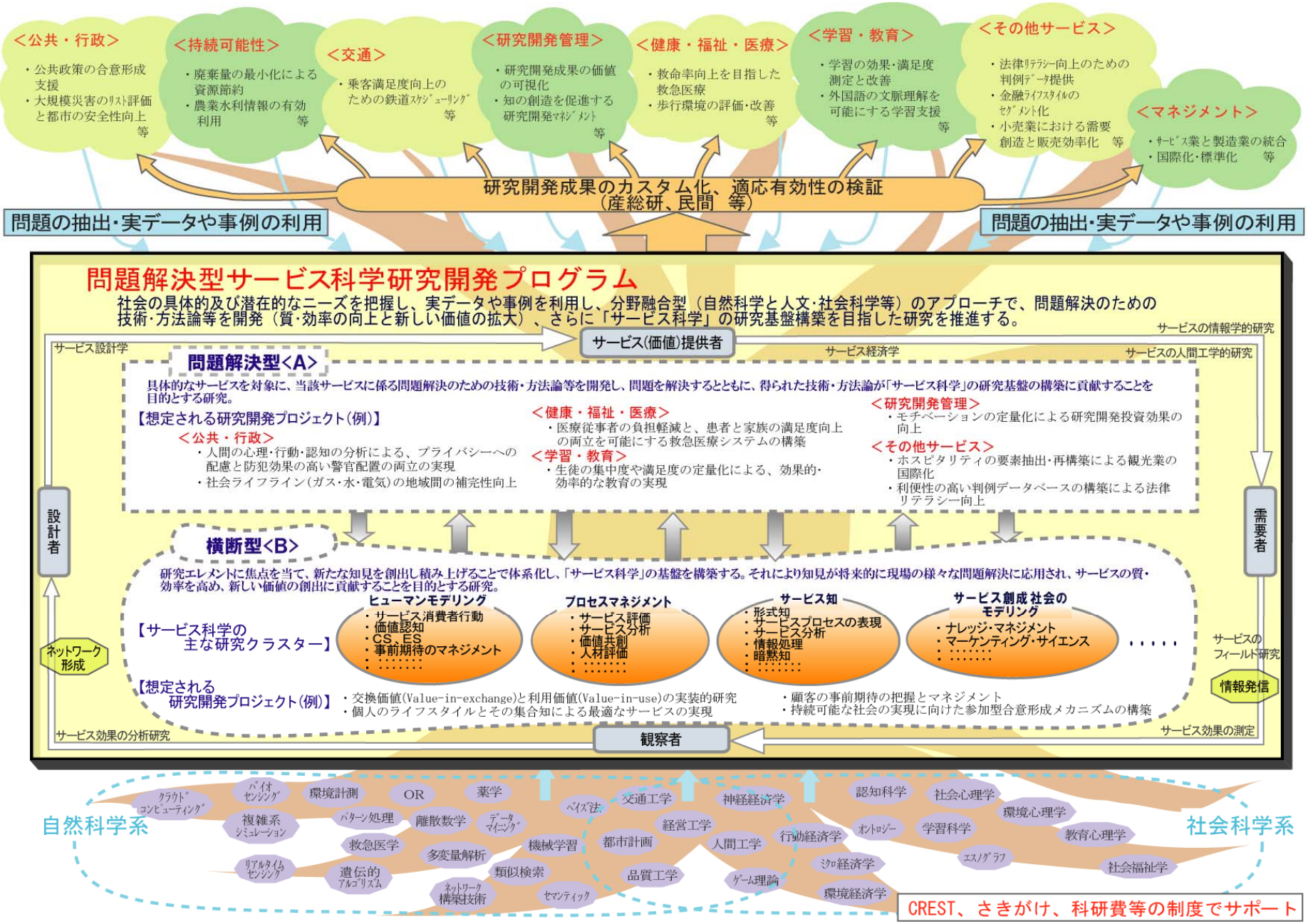

図 1 問題解決型サービス科学研究開発プログラム モデル図

「A.問題解決型研究」、「B.横断型研究」ともに、毎年、研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という）を募集し、その期間は原則最長3年間とします。プロジェクトの選考・推進に必要なマネジメント・評価は、プログラム総括(PO)とPOを補佐するプログラムアドバイザー(AD)の合議体（マネジメントグループ）により実施されます。

なお、プロジェクトの事後評価及び追跡評価は、外部有識者で構成されるRISTEXの評価委員会により実施されます。

(1) A.問題解決型研究

具体的なサービスを対象に、当該サービスに係る問題解決のための技術・方法論等を開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究です。

① 対象

1)「問題解決」の範囲

既に社会で広く認知されている問題のみならず、新しいビジネス創出やサービスの国際展開等、実施者(※)自らが新たに発見し、解決しようとする問題も含みます。

(※) 実施者とは、プロジェクト及び企画調査に参加する全ての方を指します。

2) 対象とする分野

近年では、全ての価値創造を目的とした機能の発現を「サービス」と捉える考え方が世界的に広がりつつあります。これを踏まえ、本プログラムでは「サービス科学」の視点で捉える限り、対象とする分野・業種を限定しません。

また、特定のサービス分野に係わる、サービスの国際化・標準化、サービス業と製造業の統合、提供者と被提供者の価値共創等、サービスマネジメントやサービスマーケティング等も本プログラムの対象とします。

② 方向性

1) 具体的なサービスに係わる、現場（サービスの提供者・被提供者）のニーズ・問題を把握し、実データを抽出・利用（又は事例を利用）して、サービスの提供者・被提供者の間で情報を循環させながら価値を高めるプロセスで問題を解決するとともに、問題解決のための技術・方法論等を開発し、サービスの質・効率を高め、新しい価値を創出します。

2) 問題解決型研究の成果から知見を抽出し、積み上げていくことによって、将来的に「サービス科学」の科学的な概念・理論・技術・方法論を創出し、「サービス科学」の研究基盤の構築に資することを目指します。

③ 期間・費用

1) **期間**：最長 3 年

2) **費用**：40 百万円程度／プロジェクト・年（直接経費・間接経費合計）

※ 費用は、研究内容や予算事情により変動の可能性があります。

(2) B.横断型研究

研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サービス科学」の研究基盤を構築します。それにより将来的に現場の様々な問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究です。

① 対象

B.横断型研究では、特定の分野の問題にとらわれず、「サービス科学」の「研究エレメント」を対象とします。「サービス科学」において対象になると考えられる研究クラスター（研究エレメントの集合体）と研究エレメントの例を表1に示しました。これらはサービスの分野に関わらず、提供者と被提供者のための価値向上・創造のために重要と考えられる「サービス科学」の共通要素となるものです。現段階では十分に体系化・一般化が進んでいるものではないため、あくまでイメージであり、研究対象はこれらに限定されるものではありません。

表1 「サービス科学」の研究クラスターと研究エレメント（例示）

「サービス科学」の研究クラスター	「サービス科学」の研究エレメント
ヒューマンモデリング	・サービス消費者行動 ・価値認知 ・CS、ES ・事前期待のマネジメント ・ ・
プロセスマネジメント	・サービス評価 ・サービス分析 ・価値共創 ・人材評価 ・ ・
サービス知	・形式知 ・サービスプロセスの表現 ・サービス分析 ・情報処理 ・暗黙知 ・ ・
サービス創成社会のモデリング	・ナレッジ・マネジメント ・マーケティング・サイエンス ・ ・
・	・ ・

② 方向性

1) 「サービス科学」の科学的な概念・理論・技術・方法論に関する知見を創出し、それらを体系化することで、「サービス科学」の研究基盤を構築します。

2) 1)の研究基盤が、将来的に様々な問題解決に応用されることにより、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に資することを目指します。

③ **期間・費用**

1) **期間**：最長3年

2) **費用**：20百万円程度／プロジェクト・年（直接経費・間接経費合計）

※ 費用は、研究内容や予算事情により変動の可能性があります。

⑶ 企画調査

提案されたプロジェクトのうち、本プログラムのプロジェクトとして採択するには至らないものの、構想としては優れているものに対しては、「企画調査」として具体性・実現性に関するさらなる調査・検討を促す場合があります。企画調査の実施にあたっては、企画調査費を支出します。

1) **期間**：6ヶ月

2) **費用**：数百万円／企画調査（直接経費・間接経費合計）

※ 企画調査は、次年度以降、良質のプロジェクトの提案がなされることを期待するものですが、一般の提案と同様に審査されます。なお、企画調査を前提とした募集は実施しません。

5. A. 問題解決型研究と B. 横断型研究の関係

A.問題解決型研究により、具体的なサービスに係わる問題解決に有効な技術・方法論等の成果が積み上げられ、そこから他分野にも展開可能な知見を抽出・集積することで基盤構築に貢献します。一方、B.横断型研究により、「サービス科学」の科学的な概念・理論・技術・方法論が創出され、「サービス科学」の基盤構築に資するとともに、それらが様々な分野の問題解決に適応・活用されることで、問題解決にも貢献します。

A の問題解決と B の科学的な概念・理論・技術・方法論の創出とが補完的に働き、「サービス科学」の研究エレメントが一般化・体系化され、基盤構築の進捗が期待されます。

後述するプロジェクトの選考要件も含め、A. 問題解決型研究と B. 横断型研究の対比を表 2(P9)に示しました。

表 2「A.問題解決型研究」と「B.横断型研究」の対比表

<table>
<tr><td>概要</td><td>A.問題解決型研究
具体的なサービスを対象に、当該サービスに係る問題解決のための技術・方法論等を開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究。</td><td>B.横断型研究
研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サービス科学」の基盤を構築する。それにより、知見が将来的に現場の様々な問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究。</td></tr>
<tr><td>A/Bの関係</td><td colspan="2">A の問題解決と B の科学的な概念・理論・技術・方法論の創出とが補完的に働き、「サービス科学」の研究エレメントが一般化・体系化され、基盤構築の進捗が期待される。</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>具体的なサービスに係わる問題</td><td>「サービス科学」の研究エレメント</td></tr>
<tr><td>方向性</td><td>・具体的なサービスに係わる、現場のニーズ・問題を把握し、実データを抽出・利用する（又は事例を利用する）。
・サービスの提供者・被提供者の間で情報を循環させながら価値を高めるプロセスで、問題解決のための技術・方法論等を開発し、サービスの質・効率を高め、新しい価値を創出する。
・知見を抽出し、それを積み上げていくことで、「サービス科学」の科学的な概念・理論・技術・方法論を創出し、「サービス科学」の研究基盤の構築に資する。</td><td>・「サービス科学」の科学的な概念・理論・技術・方法論に関する知見を創出し、体系化することで、「サービス科学」の研究基盤を構築する。
・「サービス科学」の研究基盤が、将来的に様々な問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">選考要件</td><td colspan="2">① 本プログラムの目的に合致。</td></tr>
<tr><td>② 研究で対象とする具体的なサービスが特定され、そのサービスに係わる、解決すべき問題が設定されている。問題は十分に絞り込まれ、具体的。</td><td>③ 対象とする「サービス科学」の研究エレメントが設定されている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 分野融合型のアプローチが採用されている。
⑤ サービスの提供者と被提供者の間で情報が循環し、研究開発の中でそれが有機的に統合・融合される仕組みが構想されている。
⑥ 信頼性のある実データの抽出・利用（又は事例の利用）が可能。
⑦ 期待される成果（価値創造）は何か、誰のためのものかが明確。それが、「サービス科学」の基盤構築に資する。</td></tr>
<tr><td>⑧ 誰がサービスの提供者・被提供者か、誰がどのような価値を得るかが明確。</td><td>⑨ 構築しようとする「サービス科学」の研究基盤が、サービスに係わる問題解決に貢献。</td></tr>
<tr><td>期間・費用</td><td>・期間：最長3年
・費用：40百万円程度／年・プロジェクト
（直接経費・間接経費合計）</td><td>・期間：最長3年
・費用：20百万円程度／年・プロジェクト
（直接経費・間接経費合計）</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑩ 緊急性、必然性及び、公的資金を用いて実施すべき妥当性を有する。
⑪ プロジェクトの実施にかける期間、エフォート、予算が適切。
⑫ 多様なステークホルダーとの協働が可能（特に、サービスの現場と研究者）。</td></tr>
</table>

【本プログラムの目的】
・問題解決に有効な技術・方法論等を開発する。
・「サービス科学」の研究基盤を構築する。
・研究成果を様々なサービスに活用し、個々の問題を解決することで、社会に貢献する。
・「サービス科学」の研究者・実践者コミュニティの形成に貢献する。

6. 対象としない研究

(1) 科学として扱うことができない分野や現象を対象としたもの。(例:超常現象や錬金術等)
※ 但し、科学の発展に伴い、新たに科学の対象として扱うことができるようになるものもあると考えられるため、その都度、個別に判断します。

(2) 「サービス科学」の研究基盤構築に向かわないと考えられるもの。(例:オペレーションズ・リサーチ等による個別サービスの効率化・最適化や問題解決、個別企業や団体等による事業の支援活動のみに留まるもの等)

(3) 個別学問・要素技術単体で、他分野と融合し難いもの。

(4) JST の CREST やさきがけ、日本学術振興会(JSPS)の科学研究費制度等の範疇と考えられるもの。(例:数学におけるリーマン予想の証明に留まる等)

(5) 個人や団体等による特定の価値観を推進するもの。

7. 採択の是非に慎重な検討・判断を要する研究

以下のようなものについては、採択の是非について慎重に検討して判断します。

(1) 対象となるサービスが変革することにより、個人や社会の価値観、利害関係等の観点から問題が生じる可能性があるもの。(例:仮想空間開発と青少年健全育成、非効率的風習・慣習の改善、災害等の被害補償制度における補償内容の効率化等)

(2) 研究の対象となるデータ・事例の収集、処理にあたり、個人情報保護やインフォームドコンセント等の観点で問題を生じる可能性があるもの。

但し、価値観や利害関係が対立しているものをいかに調整し問題解決に導くか、サービスを制限する制度上の壁をどのように解消するか等も本プログラムの重要な観点であるため、研究の斬新性や重要性を考慮しながら、採択の是非を判断します。

8. プログラムの運営体制

(1) 本プログラム全体の総括として、プログラム総括(PO)を配置します。

(2) 産学官公民からなるプログラムアドバイザー(AD)を設置します。なお、「学」については、自然科学系分野、人文・社会科学系分野の両方の専門家を配置します。

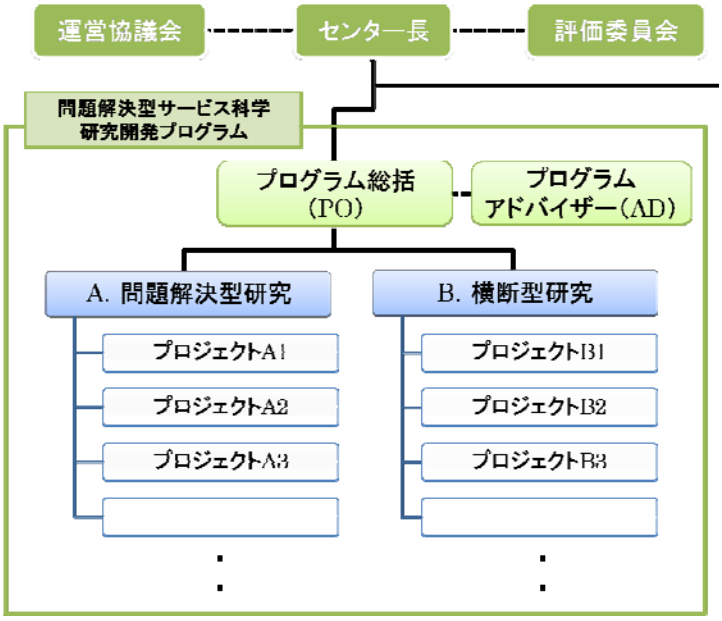

図2 問題解決型サービス科学研究開発プログラム 運営体制イメージ

9. プログラムの運営

本プログラムでは、「A.問題解決型研究」、「B.横断型研究」ともに、毎年、プロジェクトの提案を募集します。プロジェクトの選考及び推進に必要なマネジメント・評価は、PO/ADの合議体(マネジメントグループ)により実施されます。また、プロジェクトの事後評価及び追跡評価は、外部有識者で構成されるRISTEXの評価委員会により実施されます。

(1) プロジェクトの選考

① 提案書に基づく書類(一次)選考とその合格者に対する面接(二次)選考の二段階で、「11. プロジェクトの選考要件」(P12)を踏まえて総合的に判断します。

② プロジェクトの提案の内容が優れているが、提案した研究開発チームのみでは成果の創出が困難と判断される場合、マネジメントグループがプロジェクトの研究代表者に対し、研究協力者とのコーディネート(例:両者が協働できるように促す等)することがあります。

③ 提案されたプロジェクトのうち、構想としては優れているが、実際にプロジェクトとして実施するためにさらなる調査・検討が必要と考えられるものは、企画調査として採択する場合があります。

(2) プロジェクトの推進に必要なマネジメント

① 定期的なミーティングやワークショップ、現場を訪問するサイトビジット、プロジェクトの

実施者を含めた合宿等を通じて、プロジェクトの進捗度の確認、方向付けを行います。

② プロジェクト実施上、必要に応じて協力が必要な組織・研究者・実務者とのコーディネート（実施者と協働できるように促す）を行います。

③ プロジェクトの拡張や統廃合を含む見直しを行う場合があります。

④ 実施者と協力しながら、成果の普及策を検討します。

⑤ 実施者と協力しながら、シンポジウムやフォーラムの開催、ホームページ等によりアウトリーチ活動を積極的に実施します。

(3) プロジェクトの評価

① 自己評価は、プロジェクトの終了後、マネジメントグループが実施します。

② 事後評価は、外部有識者で構成される RISTEX の評価委員会が実施します。

③ 追跡評価は、プロジェクトの終了後一定期間を経たのち、外部有識者で構成される RISTEX の評価委員会により実施します。

10. プログラムの評価

本プログラム全体の評価は、外部有識者で構成される RISTEX の評価委員会により、定期的に実施（5 年を目処）します。

11. プロジェクトの選考要件

(1) 本プログラムの目的に合致している。

(2) 研究で対象とするサービスが特定され、そのサービスに係わる、解決すべき問題が設定されている。問題は十分に絞り込まれ、具体的である。（A. 問題解決型研究）

(3) 対象とする「サービス科学」の研究エレメントが設定されている。（B. 横断型研究）

(4) 分野融合型のアプローチが採用されている。

(5) サービスの提供者と被提供者の間で情報が循環し、研究開発の中でそれが有機的に統合・融合される仕組みが構想されている。

(6) 信頼性のある実データの抽出・利用（又は事例の利用）が可能である。

(7) 期待される成果（価値創造）は何で、誰のためのものかが明確である。それが「サービス科学」の基盤構築に資すると考えられる。

(8) 誰がサービスの提供者や被提供者か、誰がどのような価値を得るのかが明確である。（A. 問題解決型研究）

(9) 構築しようとする「サービス科学」の研究基盤が、サービスに係る問題解決に貢献すると考えられる。（B. 横断型研究）

(10) 当該制度において実施すべき緊急性、必然性及び、公的資金を用いて実施すべき妥当性を有する。

(11) プロジェクトの実施にかける期間、エフォート、予算が適切である。

(12) 多様なステークホルダーとの協働が可能である(特に、サービスの現場と研究者)。

12. 対象とするプロジェクトのイメージ

本プログラムのプロジェクトのイメージを以下に記します。これらはあくまでも現段階で想定されるものの一例であり、採択する分野、内容を示すものではありません。また、A.問題解決型研究、B.横断型研究のいずれも、成果として「サービス科学」の研究基盤構築に資する知見を創出することが最も重要ですが、そのような知見が何かを示すものでもありません。

本プログラムでは、サービスの分野、研究の視点、切り口には様々なものがあると考えられるので、他にも斬新なアイデア、内容があればマネジメントグループの判断の下、様々な内容のプロジェクトを対象にすることを想定しています。

<A. 問題解決型研究>

(1) 生徒の集中度や満足度の定量化による、効果的・効率的な教育の実現

学習者の集中度や満足度は、意欲や学習の方法、教師の教え方等によって1人1人異なるが、それらを計測・評価し、教育に活かすことが十分になされてこなかった。そこで、授業中の生徒の集中度や満足度を*in-Situ*の画像処理とバイタルサイン(生体情報)で定量化し、理解度と比較参照することで、より効果的、効率的な教育を実現するための教材・教え方の研究開発を行う。

(2) 医療従事者の負担低減と、患者と家族の満足度向上の両立を可能にする救急医療システムの構築

救急医療の現場では、救急車等の経営資源を考慮しつつ、患者の容体に合わせた救急車の配車と最適治療が受けられる病院への搬送が、救命率向上の重要なファクターである。一方、医療従事者の過労や人材不足が大きな問題となっているにもかかわらず見落とされがちである。そこで、社会医学や医療経済学、情報通信技術等の知見を活用しつつ、顧客満足(患者や家族)に加えて従業員満足(医療従事者)も考慮した救急医療システムを構築する。

(3) 社会ライフライン(ガス・水・電気)の地域間の補完性向上

ガス、水道、電気などのライフラインは、災害や障害発生時には隣接地域との補完性が生活維持や人命救助などのために重要であるが、実際には企業、自治体ごとに仕様や方式が異なるため、地域間の補完性が低い状況である。そこで、企業の経営効率や自由競争を損なわず、かつライフラインの地域間補完性を高めるために、災害時等の水・エネルギー需要や住民行動を予測することによるライフラインの地域差の比較検討方法の研究開発を行う。

(4) ホスピタリティの要素抽出・再構築による観光業の国際化

旅館やホテルに代表される観光業では、ホスピタリティ(おもてなし)がリピートを得る重要なファクターであるにもかかわらず、地域依存、文脈依存として充分に分析・評価されてこなかった。そこで、ホスピタリティを要素に分解(脱コンテクスト化)することにより、従来暗黙知として扱われてきたホスピタリティを形式知化する。また、そこから必要な要素を抽出して、再構築(再コンテクスト化)することにより、他業種や他地域での応用を可能にし、観光業の輸出・国際化につなげる。

(5) 利便性の高い判例データベースの構築による法律リテラシー向上

一般市民にとって弁護士などの法律サービスを受けることはハードルが高く、また、気軽にアクセスできる汎用的なデータベースもない。そこで、データマイニングなどの情報処理技術を活用して一般市民にも利便性の高い判例データベースを構築するとともに、その使用方法を含めた法律リテラシーを高める。

(6) モチベーションの定量化による研究開発投資効果の向上

企業や大学などでは、経営、イノベーション創発の両面から研究開発費の投資効果向上に対する関心が極めて高く、様々な評価の手法も開発・提案されているが、マネジメントサイドの事前期待や研究者のやる気などのヒューマンファクターについては定性的に扱われるものが多い。そこで、それらを定量化し、研究開発投資効果の測定に活用することで、投資効果の向上に繋げる。

(7) 人間の心理・行動・認知の分析による、プライバシーへの配慮と防犯効果の高い警官配置の両立の実現

防犯カメラやそのネットワークなど防犯機器の開発が進んでいるが、一方で、個人のプライバシーが侵害されるという懸念も生じている。そこで、人間の心理・行動・認知の分析により、住民のプライバシーへの配慮と、防犯効果の高い警官配置の両立を実現するための方法論を構築する。

＜B. 横断型研究＞

(8) 交換価値(Value-in-exchange)と利用価値(Value-in-use)の実装的研究

モノやサービスに対し対価を支払うという従来の「交換価値」の概念では、製造業とサービス業の融合が進む近年の社会状況を説明し難い。そのため、モノとサービスを包括的にとらえ、被提供者がモノやサービスを利用することによって生じる「利用価値」をいかに創出していくかが重要な観点になりつつある。しかし、「利用価値」では、その価値計測や交換価値との関係など明らかにすべき課題が多いため、実際のサービス、事例を対象とした研究により理論等の体系化を図る。

(9) 個人のライフスタイルとその集合知による最適なサービスの実現

Web2.0に代表されるような近年のICTの発展に伴い、個人の情報を大量に集積・分析し、サービスにフィードバックすることが可能になりつつある。そこで、個人のライフスタイル(例えば食生活や病院での治療実績等)に関する情報を大量に蓄積・統合的に分析して、集合知の創出を可能にする技術、それによって最適なサービスを実現するための情報基盤を構築する。

(10) 顧客の事前期待の把握とマネジメント

多様な顧客の満足を得るためには、個々の顧客の事前期待を把握しマネジメントしなければならないが、その検出や定量化の手法は未開拓である。そこで、顧客を特性に応じて分類し、事前期待に関する要素を抽出し、それを定量的に測定・評価するための手法を研究する。また、それを活用して顧客の満足度向上を実現するためのマネジメント手法・理論を構築する。

(11) 持続可能な社会の実現に向けた参加型合意形成メカニズムの構築

社会や価値観の多様性が増した現在、個々人が所属するコミュニティの合意を形成することの重要性が高まってきている。そこで、非線形な集合体において、最頻値ではなく、許容できるボトムラインを確立する合意形成メカニズムを研究する。

Ⅳ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括　土居　範久　中央大学　研究開発機構教授

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」というやや長めの名称の本プログラムが今回新しく創設されるに当たっては、いろいろと紆余曲折がありました。サービスを科学的な視点でとらえ、これを研究の対象とするという考えや試みそれ自体は必ずしも新しい発想ではありませんが、物理学、情報学、心理学、人間工学、経済学、経営工学など既存の学問分野の枠にとどまらず、むしろ「これらの分野の壁を超えて、しっかりと社会や人間と向き合いながら、社会にとって真に価値ある成果を築き上げるような仕組みをつくるためにはファンディングをする側として何をすればいいか？」ということを真剣に考えながら、およそ一年の時間をかけ、学問をしている方、現場で新しい試みを手がけている方、その新しい試みを利用しながら評価をされている方などいろいろな立場、考え方の人と膝をつき合わせた議論を何度も繰り返しながらようやく今回の制度創設に至ったものです。このように制度が立ち上がる前に制度のあり方について、関係者（限られた時間だったのでサービス分野全体からすれば本当にごく少数の方々だったかもしれませんが）としっかり議論をしながら制度設計に反映させていくという試みは、国の資金で運営される制度としては初めてのものと言っていいでしょう。このように、社会技術研究開発センターという組織での独特の方法でもある本制度は、既存のいろいろな政府系ファンディング制度のようなやり方とは一線を画しています。

このような考え方、アプローチをとったのは、「サービス科学」という分野を単なる学問の一体系ととらえるのではなく、この学問による成果を、社会が本当の意味で評価し、利用するようなものにしていきたいというプログラムマネジメント側の強い希望があることによるものです。本プログラムが目指すものは、「サービス科学」の分野での論文を数多く発表することや、ビジネス特許を生み出すことではありません。もちろん、研究成果を生み出す過程での論文、特許の産出は評価しますが、それ以上に大切なのは、できあがった成果が本当に社会に役立つか、この研究に貴重な税金を投入して本当によかったと後に国民の方々から評価していただけるものであるかということです。

このような意味で本プログラムの目的は既存の研究制度とは根本的に違うものであるということをよく認識していただきたい。申請書類の形式や記載事項には既存の研究制度にはないような細かい事項まで求めていますが、これは上記のような社会への実装をどの程度真剣に考えていただいているかということを我々がしっかりと理解し、議論するためのものなのです。多少厳しく、手間暇のかかるようなものになっていますが、ひとえに、より価値の高い成果を研究実施前から見極めるための試みであるということを理解いただきたいと思います。他方、一度採択されたものは、そのような目標を実現するためにどうすればよいかということを研究実施側だけでなく、我々マネジメント側もしっかりと受けとめ、関係者間での議論をしっかりと繰り返しながら全力を挙げて支えていくつもりです。

本プログラムが取り扱う「サービス」の対象は非常に幅広いものです。どのようなサービスを科学

的にとらえることでその価値が上がるのかということについて、確たることは現時点では言えません。しかし、だからこそどのようなサービスも様々な可能性を秘めていると思っています。そこで、プログラム開始の本年度は、分野や方向性を特には示さずに、各分野における斬新で有望な提案、アイデアを歓迎します。どのような分野にどのような可能性が眠っているか、昨年行ったアイデア募集の際にもいろいろな提案がありました。今回は更にいろいろな提案をいろいろな分野の方から期待したいと考えています。

この意味で、本プログラムは自然科学系の方、大学の研究者の方だけのものではありません。JSTというと自然科学系の大学中心のファンディング機関とイメージされている方も多いかと思いますが、社会技術研究開発センターは少し様相が異なります。従前のイメージにとらわれず、社会科学系の研究や、大学以外の企業、公的研究機関、NPO等からの提案も積極的に歓迎します。これらの方々との学問分野、所属機関を超えた連携のための仕組みづくりや、そのための人的ネットワークの形成、従前は言葉だけで終わっていたような理想を実現すること、これが本プログラムの大きな目的でもあるからです。

Ⅴ. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類（一次）選考とその合格者に対する面接（二次）選考の二段階で、「3.選考要件」(P18)を基に総合的に判断します。

(1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者(P20)には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせいたします。面接選考では、研究代表者に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。

(2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度研究代表者に通知いたします。

(3) 面接選考の日程については、決まり次第下記ホームページ上にてお知らせいたします。

ホームページの URL: http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html

※「企画調査」としての採択

提案されたプロジェクトのうち、構想としては優れているが、実際にプロジェクトとして実施するためにさらなる調査・検討が必要と考えられるものは、企画調査として採択する場合があります。なお、企画調査を前提とした募集は実施しません。企画調査の詳細については、「VII. 研究開発の実施にあたって 1.計画 (2)企画調査」(P22)をご覧ください。

2. 選考体制

(1) 社会技術研究開発事業全体を総括するプログラムディレクター(PD)の下に、本プログラムの責任者であるプログラム総括(PO)及び複数のプログラムアドバイザー(AD)で構成されるマネジメントグループ(P6)が、プロジェクトの選考を行います。

(2) PDは、社会技術研究開発センター長です。

(3) 公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき下記に示す利害関係者（下記①～⑥に相当する場合）は選考に加わらないようにしています。

① 被評価者と親族関係にある者。

② 被評価者と大学、国立研究機関等において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。

③ 被評価者と緊密な共同研究を行う者。（例：共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、被評価者のプロジェクトの中での研究分担者等、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）

④ 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

⑤ 被評価者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。

⑥ その他 JST が利害関係者と判断した場合。

(4) 選考に係わった AD の氏名は、採択するプロジェクトの発表時に公表します。

3. 選考要件

本プログラムの「Ⅱ.趣旨」(P3)、「Ⅲ.問題解決型サービス科学研究開発プログラムの概要」(P3～14)に合致する内容であることが前提です。表 3 の選考要件を踏まえて総合的に判断しますが、問題の解決にどのように寄与するのか、特に「サービス科学」の基盤構築に寄与するのかが審査のポイントとなります。

表 3 提案書様式の項目と選考要件

	背景	研究開発プロジェクトの構想	実施計画
項目(提案書様式)	・「サービス科学」に対する考え ・問題設定	・研究開発プロジェクトの構想図 ・研究開発プロジェクトの方法・手段 ・成果 ・「サービス科学」の研究基盤構築に対する貢献 ・倫理的・法的側面での対応等 ・研究開発プロジェクトの実施上の障害となる原因・理由・要因	・研究開発プロジェクトの計画 ・組織体制 ・資金計画
選考要件	(1)本プログラムの目的に合致している。 (2)研究で対象とするサービスが特定され、そのサービスに係わる、解決すべき問題が設定されている。問題は十分に絞り込まれ、具体的である(A)。 (10)当該制度において実施すべき緊急性、必然性及び、公的資金を用いて実施すべき妥当性を有する。	(3)対象とする「サービス科学」の研究エレメントが設定されている(B)。 (4)分野融合型アプローチが採用されている。 (5)サービスの提供者と被提供者の間で情報が循環し、研究開発の中でそれが有機的に統合・融合される仕組みが構想されている。 (6)信頼性のある実データの抽出・利用(又は事例の利用)が可能である。 (7)期待される成果(価値創造)は何で、誰のためのものかが明確である。それが「サービス科学」の基盤構築に資すると考えられる。 (8)誰がサービスの提供者・被提供者か、誰がどのような価値を得るのかが明確である(A)。 (9)構築しようとする「サービス科学」の研究基盤が、サービスに係る問題解決に貢献すると考えられる(B)。	(11)プロジェクトの実施にかける期間、エフォート、予算が適切である。 (12)多様なステークホルダーとの協働が可能である(特に、サービスの現場と研究者)。

(1) 本プログラムの目的に合致している。

(2) 研究で対象とするサービスが特定され、そのサービスに係わる、解決すべき問題が設定されている。問題は十分に絞り込まれ、具体的である。(A. 問題解決型研究)

(3) 対象とする「サービス科学」の研究エレメントが設定されている。(B. 横断型研究)

(4) 分野融合型のアプローチが採用されている。

(5) サービスの提供者・被提供者の間で情報が循環し、研究開発の中でそれが有機的に統

合・融合される仕組みが構想されている。

(6) 信頼性のある実データの抽出・利用(又は事例の利用)が可能である。

(7) 期待される成果(価値創造)は何で、誰のためのものかが明確である。それが、「サービス科学」の基盤構築に資すると考えられる。

(8) 誰がサービスの提供者や被提供者か、誰がどのような価値を得るのかが明確である。(A. 問題解決型研究)

(9) 構築しようとする「サービス科学」の研究基盤が、サービスに係る問題解決に貢献すると考えられる。(B. 横断型研究)

(10) 当該制度において実施すべき緊急性、必然性及び、公的資金を用いて実施すべき妥当性を有する。

(11) プロジェクトの実施にかける期間、エフォート、予算が適切である。

(12) 多様なステークホルダーとの協働が可能である(特に、サービスの現場と研究者)。

4. 選考スケジュール

提案募集 開始	平成 22 年 4 月 28 日(水) 正午 12 時
提案募集 受付締切 (府省共通研究開発管理システム e-Rad による受付期限日時)	平成 22 年 6 月 23 日(水) 正午 12 時(厳守)
書類(一次)選考	平成 22 年 7～8 月(予定)
面接(二次)選考 (日程が確定次第、下記ホームページに掲載します) http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html	平成 22 年 8 月(予定)
事務処理説明会・契約	平成 22 年 9 月(予定)
研究開発開始	平成 22 年 10 月 1 日(金)～

※ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は予定です。今後変更となることもあります。

※ 選考の結果については、採否にかかわらず研究代表者に通知いたします。

Ⅵ. 応募の要領

1. 要件

(1) 研究代表者について

研究代表者自ら、プロジェクトの提案をしていただきます。研究代表者の要件は以下の通りです。

① プロジェクトの構想を実現するために問題解決に取り組む方々(※)と研究者が協働する研究開発チーム(数名～20 名程度、以下「チーム」という)を編成し、強い熱意とリーダーシップを持つことが前提です。

(※)「問題解決に取り組む方々」とは、現場で問題解決に取り組む関係者のことを指します。

② 自らが、国内の機関(※)に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが必要です。所属する機関の長である必要はありませんが、所属機関の承認を得ることが必要となります。

(※)「国内の機関」とは、大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「Ⅶ.研究開発の実施にあたって 6.実施機関の責務等」(P25～26)を参照してください。

※ 以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

・国内の機関に所属する外国籍の方。

・現在特定の機関に所属していないものの、プロジェクトが採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

・現在海外に在住している日本人であって、プロジェクトが採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

③ プロジェクトの実施期間を通じ、チームの責任者としてプロジェクト全体に責務を負っていただける方。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期(連続3ヶ月以上)にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いことが求められます。

④ JST は、プロジェクトが採択された場合、所属組織と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は、委託研究費を支出できませんのでご注意ください。

(2) プロジェクトの提案について

① 社会技術研究開発事業及び本プログラムの趣旨、概要をご理解いただき、背景や問題、研究アプローチ、計画、体制等を明確化して、提案書様式(様式1～7)にご記入後、e-Rad で登録をしていただくことが必要です。

② なお、1 人の研究代表者が応募できるプロジェクトは 1 件です。

2. 提案書様式（記入要領）

「XII. 問題解決型サービス科学研究開発プログラム 提案書様式」（様式 1～7）(P44～57)の各様式には、記入いただきたい内容を予め斜字で説明しています。その説明を参考に、別ファイルの提案書様式に記入して登録してください。

各様式の上部には、記述していただく文章量（例：様式2としてA4 1～2枚以内、等）を示しています。指定の枚数内でプロジェクトの内容を効率的に纏めていただくことも評価の対象となります。また、専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

3. 応募方法

平成22年度「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から提案書様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へアップロードし、ご応募ください。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募は受付できません。

具体的な方法については、「XI.府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」(P39)を参照してください。

＜府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト＞

http://www.e-rad.go.jp/

＜募集期間＞

平成22年4月28日（水） 正午12時 ～ 6月23日（水） 正午12時 ※締切厳守

＜お問い合わせ先＞

応募に関するお問い合わせは、電子メールでお願いします。（お急ぎの場合を除く）

独立行政法人 科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 企画運営室 公募担当
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア5階
E-mail：pub-t@jst.go.jp
Tel. 03-5214-0132、Fax. 03-5214-0140

また、本プログラムの追加情報、及び募集要項と提案書様式のダウンロードは下記ページからも可能です。（アップロードは府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から行ってください）

http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html

Ⅶ. 研究開発の実施にあたって

1. 計画

研究代表者には、年度毎に研究開発計画及び資金計画を作成していただき、POの承認を経て決定します。PO は AD の助言等をもとに、研究代表者との意見交換、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。

(1) プロジェクト

① 採択後、研究代表者には、プロジェクトの研究開発期間を通じた「全体研究開発計画書」を作成していただきます。また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成していただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。

② 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、PO の承認を経て決定します。PO は AD の助言をもとに、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。

③ PO は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの研究開発計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

(2) 企画調査

① 提案されたプロジェクトのうち、本プログラムのプロジェクトとして採択するには至らないものの、構想としては優れているものに対しては、「企画調査」として具体性・実現性に関するさらなる調査・検討を促す場合があります。企画調査の実施にあたっては、企画調査費を支出します。

② 採択後、研究代表者には、企画調査の期間全体（6 ヶ月）についての計画書を作成していただきます。計画には、企画調査費や実施体制が含まれます。

③ 企画調査は、次年度以降、良質のプロジェクトの提案がなされることを期待するものですが、一般の提案と同様に審査されます。なお、企画調査を前提とした募集は実施しません。

2. 実施体制

(1) プロジェクト

① 本プログラムでは、研究代表者を中心としてプロジェクトを進めていただきます。研究代表者には、自らのプロジェクト構想を実現するために、チーム(※1)(図 3 参照)を編成し、プロジェクトを実施していただきます。

② チームには、研究代表者の所属する機関と同じ機関に所属する方のみならず、他の機関の方を含めることも可能です。また、研究代表者が率いるグループのほか、他のグループ(※2)と協働してチームを構成することも可能です。また、研究代表者が率

いるグループのみによるチーム構成も可能です。

③ 必要に応じて、実施するプロジェクトのために新たに研究員、或いはその補助者等を研究開発費の範囲内で雇用し、チームに参加させることが可能です。

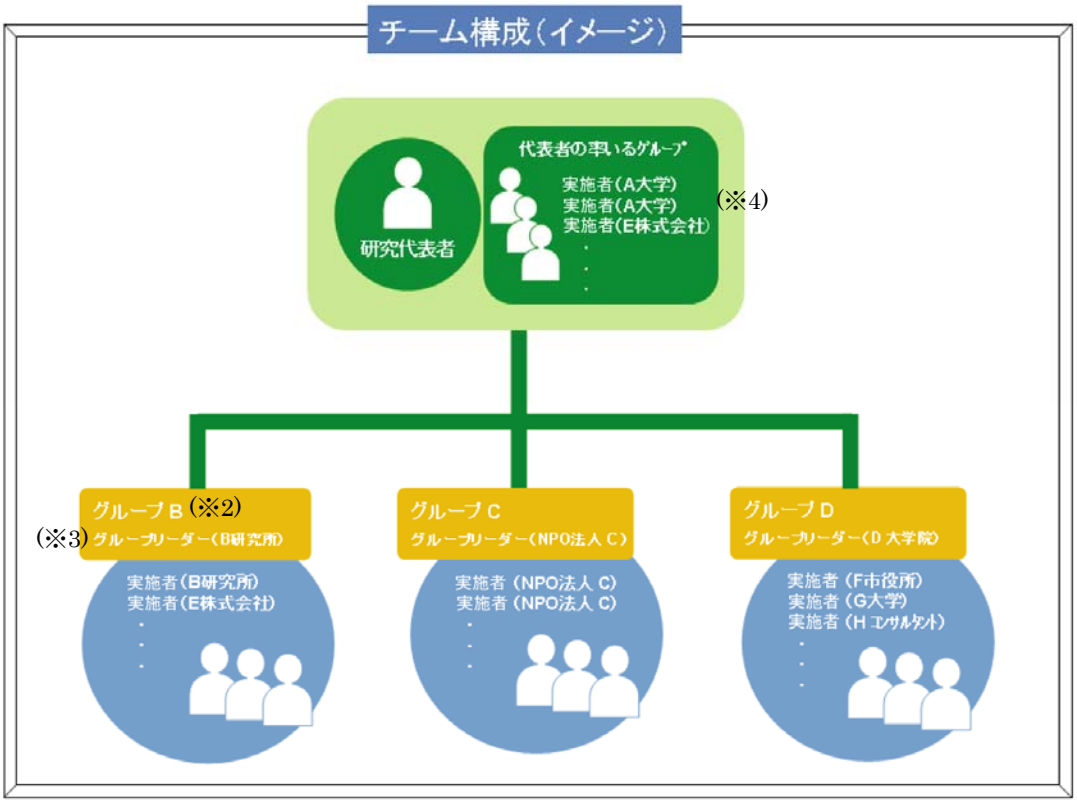

図 3 研究開発チーム構成のイメージ

(※1)「研究開発チーム（チーム）」とは、研究開発を行うため、現場で問題解決に取り組む人々と研究者が協働する集団等を指します。（「グループ」の集合体）
(※2)「グループ」とは、ある項目を実施するために必要な実施者で構成される集団を指します。
(※3)「グループリーダー」とは、グループを統括する方を指します（「主たる実施者」（P24）とは必ずしも一致しません。）
(※4)「実施者」とは、プロジェクト及び企画調査に参加する全ての方を指します。

(2) 企画調査

① 研究代表者を中心として企画調査を進めていただきます。企画調査は、研究代表者個人、もしくは、必要に応じてチームを編成して実施していただくことができます。

② チームには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関等に所属する実施者を含めることも可能です。

3. 実施拠点

プロジェクトあるいは企画調査は、実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 委託研究契約と知的財産権の帰属

(1) プロジェクトが採択された場合、JSTは研究代表者及び主たる実施者(※1)の所属する機関と「委託研究契約」を締結し、その契約に基づいて「委託研究費」(※2)を支出し、プロジェクトまたは企画調査を支援します。なお、委託研究費の支出に際しては、別途、事務手続きが必要となります。

(※1) 「主たる実施者」とは、チームを構成する実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。(JST と委託研究契約を締結させていただく機関に所属する実施者の中で代表となる方。「グループリーダー」とは必ずしも一致しません)

(※2) 委託研究費とは、プロジェクト、企画調査に支出される費用を指し、それぞれ「研究開発費」「企画調査費」と呼びます。また、研究開発費と企画調査費には、いずれも「直接経費」と「間接経費」の2種類の経費があります。

(2) JSTとの委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合等には、委託研究費を支出できません。詳しくは、「6.実施機関の責務等」(P25～26)を参照してください。

(3) JSTは委託研究契約に基づき、委託研究費として直接経費とその30%を上限とする間接経費を、実施機関(※)に対して支出します。

(※) 「実施機関」とは、「研究開発プロジェクトまたは企画調査の実施機関」を指します。

(4) プロジェクトまたは企画調査により生じた特許などの知的財産権は、委託研究契約に基づき産業技術強化法第19条(日本版バイドール条項)が適用されるため、原則として実施機関に帰属します。

5. 研究代表者の責務

(1) プロジェクトまたは企画調査の推進及び管理

自らのプロジェクトまたは企画調査の推進上必要なマネジメントや成果等について、チーム全体の責任を負っていただきます。チーム内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

(2) 研究開発費または企画調査費の管理

チーム全体の研究開発費または企画調査費の適切な管理(資金計画と進捗度管理等)をしてください。

(3) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

チームのメンバーや、特に研究開発費で雇用する研究員等の勤務環境・条件に配慮してください。

(4) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費によるプロジェクトであることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた研究開発成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行ってくだ

さい。併せて、JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などにご協力いただきます。

(5) JST と所属機関との契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(6) 社会技術研究開発事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応をお願いします。

(7) プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。(企画調査については追跡評価を実施しません)

6. 実施機関の責務等

JSTが委託研究契約を締結する実施機関の責務等は、以下の通りです。プロジェクトの提案をいただく際に、研究代表者及び主たる実施者は、必要に応じて所属する機関への事前説明や事前承諾を得る等の適切な手配を行ってください。

(1) 研究開発費または企画調査費は、委託研究契約に基づき、委託研究費として執行してください。

(2) 委託研究契約書及び JST が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、委託研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行ってください。また、JST に対する所要の報告等、また JST による経理の調査や国の会計検査等に対応をお願いします。

(3) プロジェクトの効果的な推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。

(4) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイドール条項)が適用されて実施機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をしてください。

(5) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権について、実施機関に帰属する旨の契約を当該研究開発等に参加する実施者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定等の整備をお願いします。

(6) 委託研究契約が締結できない場合は、委託研究費を支出できません。

(7) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日　文部科学大臣決定)に基づき、実施機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合にはご対応いただきます。

(8) JSTは、営利機関等（民間企業及びJSTが指定する機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査結果によっては、JST が別に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は委託が不可能と判断され、委託研究費を支出できません。その際には実施体制の見直し等をしていただくことがあります。

7. 委託研究費の使途

委託研究費は、プロジェクト及び企画調査に支出される費用を指し、それぞれ「研究開発費」「企画調査費」と呼びます。研究開発費と企画調査費には、いずれも「直接経費」と「間接経費」の2種類の経費があります。

直接経費は、プロジェクトまたは企画調査に直接的に使用される費用、間接経費は、直接経費の30%を上限としたプロジェクトまたは企画調査に間接的に必要となる共通的な費用（所属する機関の一般管理費等を含む）で、いずれもJSTから実施機関に対して支出します。

(1) 直接経費

① 費目内訳

1) 物品費:

・設備費:研究用機器、備品等の購入費
（耐用年数 1 年以上で取得価格 20 万円以上）

・材料・消耗品費:設備費以外の材料、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、設備改造費（対象:固定資産物、計上:固定資産に計上）、消耗品の購入費

2) 旅　費:

・国内外での出張（研究開発成果の発表、プロジェクト及び企画調査の組織内のミーティング・シンポジウム、プロジェクト及び企画調査の組織外の研究者等の招聘及びフィールドワーク等、研究活動に関する出張に限る）に伴う交通費、宿泊費、及び保険料等

・支出の対象となるのは、計画書記載のメンバー及び研究者等の招聘対象者に限る

3) 諸謝金（人件費・諸謝金）:

・当該プロジェクトを遂行するために、新たに雇用する方の人件費（雇用に係る諸条件は各機関の規定に準拠）

※ プロジェクトの場合のみ計上可能です（企画調査については計上不可）

※ 実施機関にもともと雇用されている方（既存の教員、職員、社員等）に人件費や謝金を支出することはできません

・チーム外の研究者等の招聘時または各種調査の被験者等に対する謝金

・当該人件費の支出に当たっては、対象者の計画書への記載、雇用契約書及び

従事日誌等の証拠書類の整備及び勤務管理体制の整備が必要。証拠書類の整備については謝金も同様

4) その他：上記の他、当該プロジェクトまたは企画調査を遂行するために必要な経費
以下は、具体例

・保守修理費（但し軽微なものに限る）

・会議費（会場借料・飲食費用（但しアルコール類を除く）、その他会議に必要な費用。なお、飲食費の支出対象となる会議は、成果の発表等、研究活動に関係する会議を主催する場合で、かつプロジェクト組織外部の研究者等が参加する場合に限る）

・機器リース・レンタル費用、印刷費

・請負業務外注費（但し、原則的に研究開発要素を含まない請負・検査等の業務に限る）

・人件費や海外旅費等の非課税取引に係る消費税相当額（但し、免税事業者は計上不可）

② 以下の経費は直接経費として支出できません。

1) 当該プロジェクトまたは企画調査の目的に合致しないもの

2) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの

3) 特許出願経費及び学会年会費等の研究機関や研究活動に参加する者の権利となるもの

(2) 間接経費

① 管理部門にかかる経費

② 研究部門に係る経費（共用的に使用される物品等に係る経費（各種事務用品、汎用ソフトウェア、光熱水料、通信運搬費及び新聞・雑誌代等）、特許関連経費、施設・設備の整備・維持・運営経費等

JSTでは、委託研究費の柔軟で効率的な執行を実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることなどから、一部の項目について契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設けるなどして、適正な執行をお願いしています。

委託研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JST へお問い合わせください。

8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトまたは企画調査の主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加することが可能です。

(1) 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実

施が困難（不可能）であること。

(2) 当該機関とJSTとの間で、一定の条件(※)を満たす契約を締結できること。

なお、海外でのプロジェクトの実施を希望される場合は、提案書様式「6. 特記事項」（様式6）に海外での実施が必要な理由を記載してください。

(※) 一定の条件：少なくとも下記の2条件が満たされる必要があります。

① 当該海外機関への間接経費の支出が、直接経費の30%を超えないこと。

② 当該海外機関とJSTとの間で、知的財産権の共有ができること。

（研究代表者は、国内の実施機関に所属することが求められます。「Ⅵ.応募の要領 1.要件」(P20～21)をご参照ください。）

Ⅷ. 報告及び評価

※ この章（Ⅷ）の「研究開発費等」とは、「研究開発費または企画調査費」を指します。

1. 報告

書面による報告は、年度終了後及び研究開発期間終了後の報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告、現地調査をお願いする場合があります。また、過年度報告は次年度計画の承認にも係わりますのでご留意ください。

2. 評価

原則として、研究開発期間終了後に提出していただく終了報告書に基づき、事後評価を行います。また、一定期間を経た後に追跡評価を行います。

(1) プロジェクトの評価

① PO は、プロジェクトの進捗状況や成果を常時把握し、研究開発計画等にフィードバックします。

② プロジェクトの終了後、外部有識者で構成される RISTEX の評価委員会により事後評価を行います。事後評価は研究開発終了後できるだけ早い時期に行います。

③ 事後評価は、当該領域に係わる専門家による専門的観点からの評価（ピアレビュー）と、得られたプロジェクトの成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価（アカウンタビリティ評価）により行います。

④ プロジェクトの終了後一定期間を経たのち、外部有識者で構成される評価委員会により追跡評価を行います。

(2) 企画調査の評価

PO は、企画調査の進捗状況等を把握し、助言を行います。企画調査終了後、できるだけ早い時期に PO 及び AD により事後評価を行います。

(3) 本プログラムの評価

上記のプロジェクト及び企画調査の評価とは別に、外部有識者からなる評価委員会により、定期的(5 年を目処)に本プログラムの評価を行います。

Ⅸ. 応募に際しての注意事項

1. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

(1) 提案書記載事項の取り扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、下記(2)、「2. 採択されたプロジェクトに関する情報の取り扱い」、「3.不合理な重複及び過度な集中の排除」の場合を除き選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)・政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース(※1)に、各種の情報を提供することがあります。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)については、下記ポータルサイトをご参照ください。

http://www.e-rad.go.jp/

※1 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2. 採択されたプロジェクトに関する情報の取り扱い

採択された個々のプロジェクトに関する情報(制度名、題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

JST は研究代表者等の氏名、所属、題名、及び要旨を公表する予定です。また、採択されたプロジェクトの提案書は、採択後の研究開発推進のために JST が使用することがあります。

3. 不合理な重複及び過度な集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業(※2))内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

※2 「採択課題」とは、研究開発プロジェクトまたは企画調査を指し、「事業」とは社会技術研究開発事業を指します。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

①「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
4) その他これらに準ずる場合

②「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
4) その他これらに準ずる場合

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成 21 年 3 月 27 日改正 競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

(2) 科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます(提案書様式(様式 5))。

これらの提案内容やエフォート(研究充当率)(※3)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費等が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費等が減額配分となる場合があります。

※3 エフォート(研究充当率)について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%と

した場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動・管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一題名または内容で本事業に応募することはできません。
なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。
また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻頭のお問合せ先まで速やかに連絡してください。

4. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置

(1) 本事業において、研究開発費等を他の用途に使用したり、JST から支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて受給するなど、本事業の趣旨に反する不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発または企画調査に関して、研究開発または調査の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正な使用等を行った実施者等(共謀した実施者等を含む)は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。

(2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(「6. 研究活動の不正行為に対する措置」(※4)P33～35 参照)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究開発費等の不正な使用等を行った研究開発等の実施者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

(3) 本事業において研究開発費等の不正な使用等を行った場合、当該実施者及びそれに共謀した実施者の不正の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(「6. 研究活動の不正行為に対する措置」(※4)P33～35 参照)において申請及び参加が制限される場合があります。
なお、本事業において、この不正使用等を行った実施者及びそれに共謀した実施者に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、研究開発費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

① 単純な事務処理の誤りである場合、申請及び参加を制限しない。
② 本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2 年間。
③ 本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5 年間とし、程度に応じて個

別に判断される。

④ 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5 年間。

5. 実施機関における研究開発費等の適切な管理・監査の体制整備等について

(1) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日　文部科学大臣決定）に基づき、機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関（※5）では標記ガイドラインに基づく研究開発費等の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての実施状況報告書を提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません）。このため、「『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について（通知）」（平成 21 年 9 月 10 日付　科学技術・学術政策局長）の様式に基づいて、原則として研究開発開始（契約締結日）までに、各機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に実施状況報告書が提出されていることが必要です。

実施状況報告書の提出方法の詳細については、下記ホームページ（上記通知文書）をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad における「研究機関」の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

実施状況報告書提出後の取扱について、文部科学省では、特に、報告書中の必須事項とされた事項についての対応が不適切・不十分である場合は、取組状況に特に問題があるとして取り扱い、問題点を指摘し、改善計画の作成を求めることがあります。その上で、改善計画が実施されないなど問題が解消されないと判断される場合には、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人からの競争的資金等の配分が停止されるなどの措置が講じられることがあります。(なお、必須事項以外の項目についても、

報告内容の確認の上、問題点があると認める場合があります。)

※5「社会技術研究開発事業」では、研究代表者が所属する機関のみでなく、研究開発費等の配分を受ける主たる実施者が所属する機関も対象となります。

(3) 間接経費の配分を受ける実施機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管することが必要です。

6. 研究活動の不正行為に対する措置

(1) 研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用など)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

(2) 本事業の研究活動に関して、不正行為が認められた場合には、研究活動の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

① 不正行為があったと認定された研究開発にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者:不正が認定された年度の翌年から2～10年。

② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究開発に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者:不正が認定された年度の翌年から1～3年。

(3) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(※4)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究開発等の実施者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者等については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

(4) 本事業において、研究開発活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究開発等の実施者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(※4)において申請及び参加が制限される場合があります。

(※4)他の具体的な対象制度は、次の通りです。

＜文部科学省関連の競争的資金制度＞

・科学研究費補助金
・科学技術振興調整費

・研究拠点形成費等補助金（21 世紀 COE プログラム）
・研究拠点形成費等補助金（グローバル COE プログラム）
・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI プログラム）
・地球観測システム構築推進プラン
・原子力システム研究開発事業
・キーテクノロジー研究開発の推進（ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代 IT、光・量子）
・海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
・原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
・人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業
・政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進事業～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業～
・戦略的創造研究推進事業
・社会技術研究開発事業（公募型研究）
・先端計測分析技術・機器開発事業
・独創的シーズ展開事業
・産学共同シーズイノベーション化事業
・重点地域研究開発推進プログラム
・地域結集型研究開発プログラム等
・地球規模課題対応国際科学技術協力事業
・地域卓越研究者戦略的結集プログラム
・戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）
・研究成果最適展開支援事業
・戦略的イノベーション創出推進事業
・若手研究者ベンチャー創出推進事業

＜他府省関連の競争的資金制度＞

・食品健康影響評価技術研究（内閣府）
・戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省）
・新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援（先進技術型研究開発助成金制度）（総務省）
・民間基盤技術研究促進制度（総務省）
・消防防災科学技術研究推進制度（総務省）
・厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）
・保健医療分野における基礎研究推進事業（厚生労働省）
・イノベーション創出基礎的研究推進事業（農林水産省）
・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（農林水産省）
・産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（農林水産省）
・産業技術研究助成事業（経済産業省）
・大学発事業創出実用化研究開発事業（経済産業省）
・石油・天然ガス開発・利用促進型事業（経済産業省）
・革新的実用原子力技術開発費補助金（経済産業省）
・地域資源活用型研究開発事業（経済産業省）
・地域イノベーション創出研究開発事業（経済産業省）
・エネルギー使用合理化技術戦略的開発（経済産業省）
・エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム（経済産業省）
・運輸分野における基礎的研究推進制度（国土交通省）
・建設技術研究開発助成制度（国土交通省）
・環境技術開発等推進費（環境省）

・廃棄物処理等科学研究費補助金（環境省）
・地球環境研究総合推進費（環境省）
・地球温暖化対策技術開発事業（環境省）

その他、平成22年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省及び JST のホームページ（ http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html ）等でご確認ください。

7. その他

(1) ライフサイエンスに関する研究開発については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究開発等の実施者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
・特定胚の取扱いに関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 83 号）
・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第84号）
・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
・疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
・遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
・臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

(2) 研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(3) 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発等の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

X. 平成 22 年度　社会技術研究開発事業の提案募集　Q&A

＜研究代表者の要件＞

Q　年齢制限はありますか。

A　特に年齢制限は設けておりませんが、実施期間を通じて国内の機関等にてプロジェクトを実施できる体制がとれることが求められます。

＜重複応募＞

Q　JST の他の事業へ既に応募していますが、本事業への応募はできますか。

A　社会技術研究開発事業への応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や実施者としてプロジェクト等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費または企画調査費の減額や、実施するプロジェクトを1件に選択していただくなどの調整を行うことがあります。

＜応募時の機関の承認＞

Q　提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A　必要ありません。ただし採択後、JST は研究代表者及び主たる実施者が所属する機関と、委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は委託研究費を支出できませんのでご注意ください。

＜海外の機関での実施について＞

Q　海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A　海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。

② 海外でしか実施できないフィールド調査が必要である。

③ 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

＜面接選考会＞

Q　面接選考会はいつ頃行われる予定ですか。

A　8 月頃を予定しております。日程が決まり次第、下記ホームページでお知らせ致します。
（http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html）

Q　面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A　多くの評価者の日程を調整した結果決定した日程ですので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

＜応募時における研究開発費の積算根拠について＞

Q　提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

＜応募時における研究開発費の記載について＞

Q　提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支出する間接経費も含む金額を記載するのですか。

A　間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q　プログラムやリーフレットの作成などの業務を、外部企業等へ外注することは可能ですか。

A　プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただしその場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。

＜間接経費について＞

Q　間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A　間接経費は、本事業に採択されたプロジェクト及び企画調査に参加する研究者等の研究環境の改善や、実施機関全体の機能の向上に必要な経費に対して、実施機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 21 年 3 月 27 日改正　競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）で、以下のように例示されています。

(1) 管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費　等

(2) 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
－設備の整備、維持及び運営経費
－ネットワークの整備、維持及び運営経費
－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
－図書館の整備、維持及び運営経費
－ほ場の整備、維持及び運営経費　等

(3) その他の関連する事業部門に係る経費
－研究成果展開事業に係る経費
－広報事業に係る経費　等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に必要な経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

＜採択後の異動について＞

Q　プロジェクト実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合もプロジェクトを継続できますか。

A　異動先において当該プロジェクトが支障なく継続できるという条件で、継続は可能です。

＜再委託について＞

Q　JST と実施者が所属する機関との委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」の形式をとるのですか。

A　本事業では委託研究契約において「再委託」（※）の形式はとっておりません。研究代表者を中心に、問題解決に取り組む人々と研究者らが協働するチームを編成していただきますが、委託研究契約は、JST が各機関と個別に締結します。

（※）委託研究契約における「再委託」とは、JST が研究代表者の所属する機関とのみ委託研究契約を締結し、その代表者の所属機関と共同実施者の所属機関が委託研究契約を締結する形式のこと。

XI. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. e-Radによる応募

社会技術研究開発事業の応募は、e-Rad により行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは下図の通りです。

e-Radを利用した応募の流れ

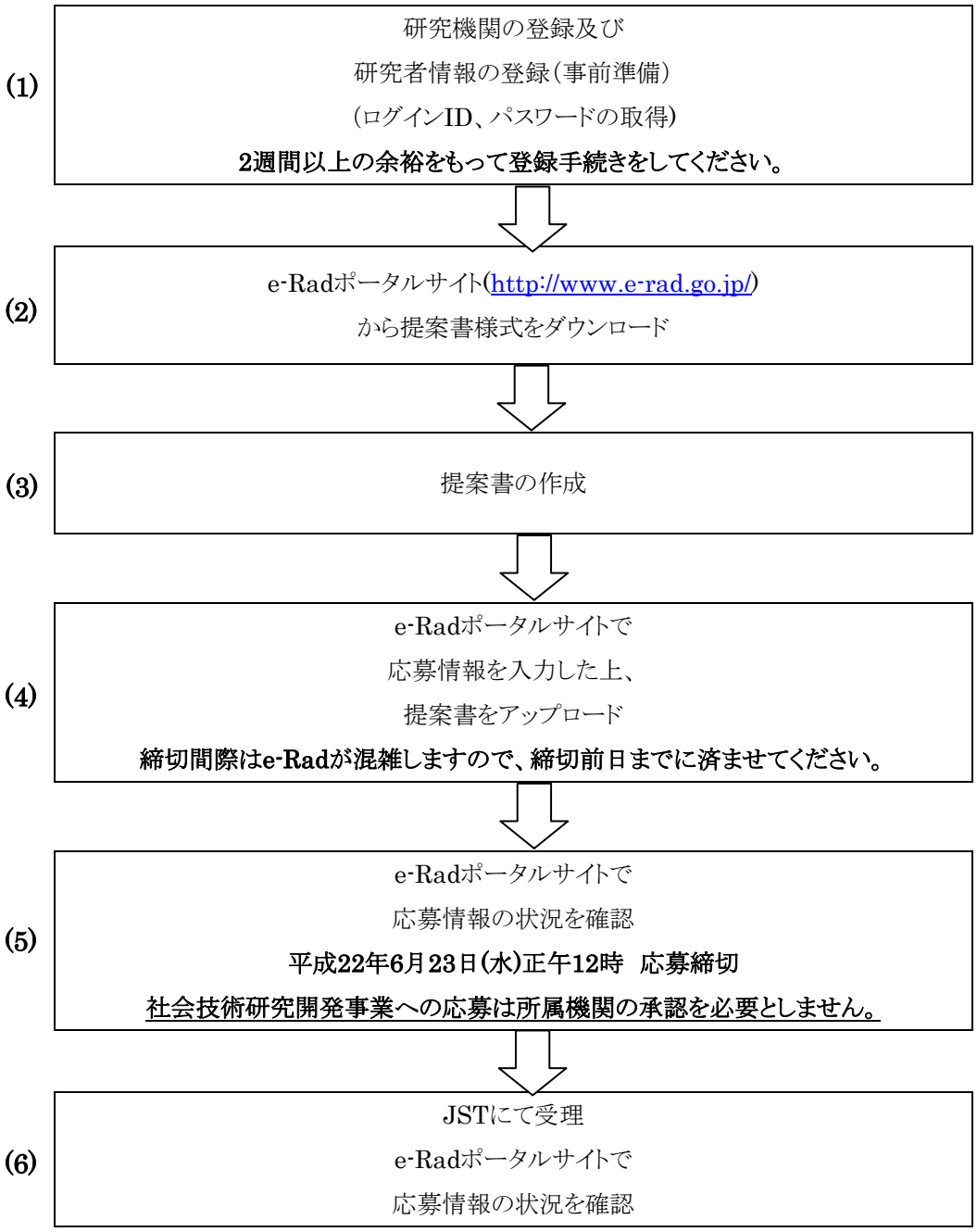

府省共通研究開発管理システム（e-Rad)とは：
各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、お問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～金)午前6:00～翌午前2:00まで (土・日曜日)午後12:00～翌午前2:00まで
なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。
ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される場合は、e-Radポータルサイトにて予め告知されます。

(2) お問い合わせ先

制度に関するお問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関するお問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。JST RISTEXホームページ 「研究開発プログラム提案募集について」(http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html)及びe-Radポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp/)をよくご確認の上、お問い合わせください。
なお、審査状況、採否に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関するお問い合わせ	JST 社会技術研究開発センター 企画運営室	＜お問い合わせは電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)＞ E-mail: pub-t@jst.go.jp 電話番号:03-5214-0132 (受付時間:10:00～12:00／13:00～17:00※) ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	＜研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください＞ 電話番号:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:9:30～17:30※ ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

3. 具体的な操作方法と注意事項

説明中の画面図は参考です。実際の操作画面とは異なりますので、ご留意ください。

(1) 研究機関の登録及び研究者情報の登録(ログイン ID、パスワードの取得)

① 研究機関の登録

1) 本制度に応募する研究代表者が所属する機関は、応募時までに研究機関としてe-Radに登録されている必要があります。

2) 研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

3) なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

1) 「社会技術研究開発事業」の研究代表者として本制度に応募する実施者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります(主たる実施者は、応募の際にはe-RadのログインID、パスワードは不要です。ただし、採択時には取得していただく必要があります)。

2) 機関に所属している研究代表者の情報は所属機関の事務担当者が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にe-Radに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

3) 登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

③ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(2) e-Rad ポータルサイトから提案書様式をダウンロード

e-Radポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp)から、利用規約を必ず確認の上、研究者用マニュアル(共通)最新版をダウンロードしてください。

「研究者ログイン」画面

e-Rad 研究者向けページから
e-Rad へログインしてください。

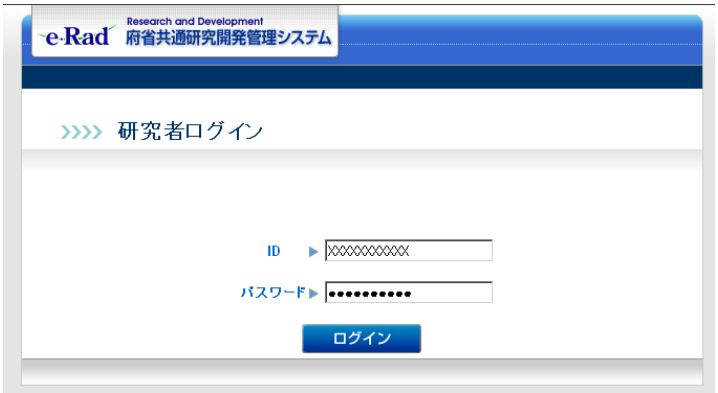

「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。

「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

「受付中公募一覧」画面

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」から、公募要領、申請様式をダウンロードしてください。
（RISTEX のホームページからもダウンロードすることができます。）

なお、これ以降の e-Rad の具体的な操作方法及び注意事項については、下記の RISTEX ホームページにてご案内いたします。
（http://www.ristex.jp/examin/suggestion/document/erad_2010.pdf）

各様式の右上部に、様式番号を付記しています。また、各様式左上部には目安のページ数を指定しています。指定の枚数内でプロジェクトの内容を効率的に纏めていただくことも評価の対象となります。

XII. 問題解決型サービス科学研究開発プログラム 提案書様式

1. 概要

（様式 1 として A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 1

研究開発プロジェクトの題名	*※なるべく、題名から内容の伝わるものにしてください。*	
研究代表者	氏名（フリガナ）：	生年月日（西暦）：
	所属機関／組織名：	
	部署：	役職：
	〒　　住所：	
	連絡先（TEL / FAX / E-mail）：	
	緊急連絡先（携帯電話など）：	研究者番号：　*※e-Rad のログイン ID です*
研究開発プロジェクトの要旨	研究開発アプローチ	*※いずれかに○をつけてください* （　　）A.問題解決型研究　　（　　）B.横断型研究
	1.背景	問題設定　*※研究開発プロジェクトの対象として設定する問題を記述してください。*
	2.研究開発プロジェクトの構想	(1)概要　*※B 研究の場合は研究エレメントも明記してください。*
		(2)成果　*※本研究開発プロジェクトの期間内で想定する成果を記述してください。*
		(3)「サービス科学」の研究基盤構築に対する本プロジェクトの貢献 *※(2)の成果が将来的に「サービス科学」の研究基盤構築にどのように貢献すると考えるかを記述してください。*
	3.実施計画	(1)実施体制 *※プロジェクトに参画するグループリーダーの氏名・組織名をリストアップしてください。可能であれば、組織間等の連携状況も記述してください。*
		(2)資金計画
		研究開発期間　（　年　ヶ月）　研究開発費（H22 年度）　*直接経費のみ*（千円）　研究開発費（総額）　（千円）
		研究開発費の主な使途計画　*※主な使途項目をリストアップしてください。*
	キーワード	*※募集要項 P59 添付資料 2 のキーワード表から最も近いと思われるものを 5 つまで選び、"番号"と"キーワード"をご記入下さい。キーワード表に該当するものがない場合は、頭に"*"をつけ、独自にキーワードを記入してください。* *（記入例）No.　No.　No.　**

2. 背景

（様式 2 として A4-2 枚以内に纏めてください）　　H22_様式 2

(1)「サービス科学」に対する考え

「サービス科学」の現状についてどのように考えていますか？また、本研究開発プロジェクトを通じて、わが国における「サービス科学」の研究基盤構築のためにどのように貢献していきたいと考えていますか？

【ポイント】

- *「サービス科学」の現状についてどのように考えていますか？*
- *本プロジェクトを通じて、わが国における「サービス科学」の研究基盤構築のためにどのように貢献していきたいですか？*
- *社会は何を求めていると思いますか？*

(2) 問題設定

「(1)『サービス科学』に対する考え」を踏まえて、本研究開発プロジェクトの対象として、どのような問題を設定しますか？具体的かつ明確に説明してください。なお、ここで設定して頂く問題は、本研究開発プロジェクトの期間（最長 3 年）内で解決しなければならないものに限定されません（長期的に取り組んでいくものや、現時点では顕在化していないものでも結構です）。

【ポイント】

- *どのような問題を設定しますか？それはなぜ問題なのですか？*
- *その問題が解決されない場合、どのような状況に陥ると想定しますか？*
- *その問題が解決された姿として、どのような状態をイメージしますか？*
- *その問題を対象とした研究開発プロジェクトを、なぜ「今」行う必要があると思いますか？*
- *なぜ民間企業の（ファンドによる）研究開発プロジェクトとしてではなく、公的資金を用いて取り組む必要がありますか？*

3. 研究開発プロジェクトの構想

（様式 3 全体で A4-6 枚以内に纏めてください）　　H22_様式 3

(1) 研究開発プロジェクトの構想図

「2.背景(2)問題設定」で設定した問題の解決に寄与するために、「サービス科学」としてどのような研究開発プロジェクト（※）を行いますか？研究開発プロジェクトの全体像が一目でわかるように図示してください。

※本研究開発プロジェクトの期間（最長 3 年）に実施頂く内容です。

【ポイント】

・研究開発プロジェクト内容が第 3 者に分かりやすいように、募集要項「Ⅲ.問題解決型サービス科学研究開発プログラムの概要 2.「サービス」及び「サービス科学」の考え方」(P3～4)を踏まえて図を作成してください。例えば、誰が提供者か、被提供者かを明示し、提供者と被提供者の関係性や、情報の流れを図に含めてください。

・信頼性のある実データの抽出・利用（又は事例の利用）が可能か否かを表現し、どこから、どのような実データを抽出し、何に利用するのか（又はどのような事例を利用するのか）を含めてください。

(2) 研究開発プロジェクトの方法・手段

・「2.背景(2)問題設定」で設定した問題の解決に寄与するために、どのような研究開発プロジェクトの方法・手段をとりますか？具体的かつ明確に説明してください（※1）。

・それは、A.問題解決型研究ですか？B.横断型研究ですか？理由も含めて説明してください（※2）。B 研究の場合は、対象とする「サービス科学」の研究エレメントを自由に設定し、キーワードとその説明を記述してください（※3）。

（※1）研究開発期間（最長 3 年）に実施頂く研究開発プロジェクトについて記述してください。

（※2）A 研究と B 研究については募集要項「Ⅲ.問題解決型サービス科学研究開発プログラム概要 4.二種類の研究開発アプローチ」（P4）、「Ⅲ.問題解決型サービス科学研究開発プログラム概要 12.対象とするプロジェクトのイメージ」（P13～14）をご参照ください。

（※3）「サービス科学」の研究エレメントは「サービス科学」に共通する要素です。募集要項「Ⅲ.問題解決型サービス科学研究開発プログラム概要 表 1「サービス科学」の主な研究クラスターと研究エレメント（例示）（P7）をご参照ください。

【ポイント】

・どのような科学的知見（自然科学、人文・社会科学）・手法あるいは技術を用いますか？

・分野融合型（異なる学問分野・要素技術）の方法・手段を採用していますか？

・信頼性のある実データの抽出・利用（又は事例の利用）は可能ですか？また、どのような実データ（又は事例）を、何のために利用しますか？

・フィールドを持って研究開発プロジェクトを遂行する場合は、それも説明してください。

3. 研究開発プロジェクトの構想

(3) 成果

本研究開発プロジェクトの結果として、どのような成果を想定しますか？研究開発期間内（最長 3 年）の成果を説明してください。

＜A 研究＞

a. 成果を具体的に列挙してください。また、研究開発プロジェクトの終了時に、それらをどのような観点で評価して欲しいかを記述してください（なるべく定量的に記述してください）。
b. 本研究開発プロジェクトによって「2.背景(2)問題設定」で設定した問題が、どのように、あるいはどの程度解決されると考えますか？
c. 「サービス科学」の研究基盤について、どのような知見が得られると考えますか？それが、他分野に展開される可能性（例：医療の分野→航空の分野）を秘めているかなども含めて記述してください。

＜B 研究＞

a. 研究開発プロジェクトの結果として、「サービス科学」の研究基盤についてどのような知見が得られますか？それが、多様な分野に展開される可能性を秘めているかなども含めて記述してください。
b. それは、「2.背景(2)問題設定」で設定した問題の解決にどのように貢献しうると考えますか？

(4) 「サービス科学」の研究基盤構築に対する貢献

本研究開発プロジェクトの成果は、本プログラムの最大の目的である「サービス科学」の研究基盤構築に対して、将来的にどのように貢献すると考えますか？「2.背景(1)『サービス科学』に対する考え」で記述した内容にどのようにつながっていくかを記述してください。

【ポイント】

・2.(1)では「サービス科学」の現状についての考えを記述して頂きました。本研究開発プロジェクトから得られる成果は、それをどのように変える可能性を秘めていると思いますか？
・それでも、その現状と変らない点があるとすれば、それは何だと思いますか？
・3.(3)の成果（「サービス科学」の研究基盤について得られる知見（A 研究の c、あるいは B 研究の a））は、2.(1)の「サービス科学」の研究基盤構築への貢献に対して、将来的にどのようにつながっていくと考えますか？

3. 研究開発プロジェクトの構想

(5) 倫理的・法的側面での対応等

・本プログラムでは、選考要件にも含まれているように、研究開発プロジェクトを遂行する上で、信頼性のある実データの抽出・利用（または事例の利用）が可能であることが重要です。本研究開発プロジェクトを遂行する上で、個人情報の取扱いや生命倫理など法令等に基づいて対応することが必要な場合、あるいはビジネスで得られたデータを取扱うために相手方の同意や協力が必要な場合などに、どのような措置を講じますか？具体的に記述してください。
・国費を用いて研究開発プロジェクトを行って頂くため、その内容や成果を公表頂くことがあります。実データ等を取扱うことで、成果等の公表において何らかの制約を受けますか？制約を受ける場合、その制約を解除するために、どのような対応を講じますか？

(6) 研究開発プロジェクトの実施上の障害となる原因・理由・要因

前述の「(1)研究開発プロジェクトの構想図」で描いた通りに研究開発プロジェクトが進まない、あるいは「(3)成果」が出ないとすれば、どのような原因・理由・要因が想定されますか？運用上のリスク、技術的なリスク、その他のリスクを列記して、対応策を記述してください。

4. 実施計画

（様式 4-1 として、A4-1 枚に纏めて下さい）

(1) 研究開発プロジェクトの計画

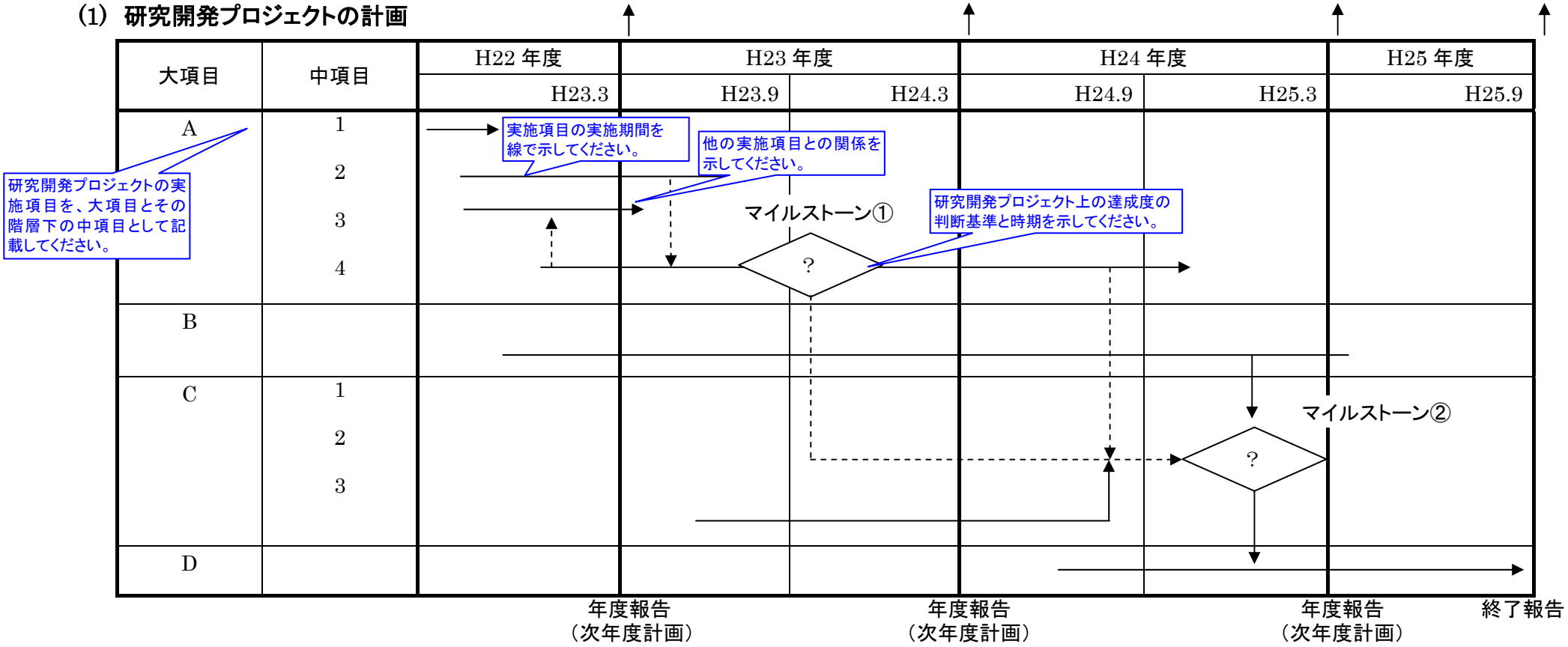

前述の「3.研究開発プロジェクトの構想(1)研究開発プロジェクトの構想図」を時系列で記入し、計画表を作成して下さい。

また、次ページ（様式 4-2）で、本計画表を説明してください。

【ポイント】

- *計画表の様式は問いませんが、研究開発プロジェクトの実施項目ごとに、何をどのぐらいの期間を行うのかをわかりやすく示してください。また、できるだけ実施項目間の関係（例えば実施項目 B2 の結果を、実施項目 A3 で活用することを矢印で示す、等）を表現してください。*
- *可能な範囲でマイルストーン（時期、研究開発プロジェクト上の達成度の判断基準、その程度）を含めてください。*

4. 実施計画

（様式 4-2 として A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 4-2

前述の計画表（様式 4-1）を説明してください。

【ポイント】

・マイルストーン（時期、研究開発プロジェクト上の達成度の判断基準、その程度）を含め、できるだけ定量的に説明して下さい。

4. 実施計画

（様式 4-3 として A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 4-3

(2) 組織体制

① 研究開発プロジェクトの実施体制の相関図

研究開発プロジェクトのチームの構成が簡単に分かるように、グループを単位として図で示して下さい（研究代表者が率いるグループのみでチームを構成することも可能です）。

【ポイント】

- *研究開発プロジェクトの実施者以外の協力者（本研究開発プロジェクトのチームには参画しないが、協力頂ける方）がいる場合には、協力者との関係も記載して下さい。*
- *相関図の様式は問いませんが、各グループの役割、相関関係をわかりやすく示して下さい。*
- *各グループの分担する研究開発プロジェクトの実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記入して下さい。*
- *研究代表者がグループのリーダーを兼ねても結構です。*

例）

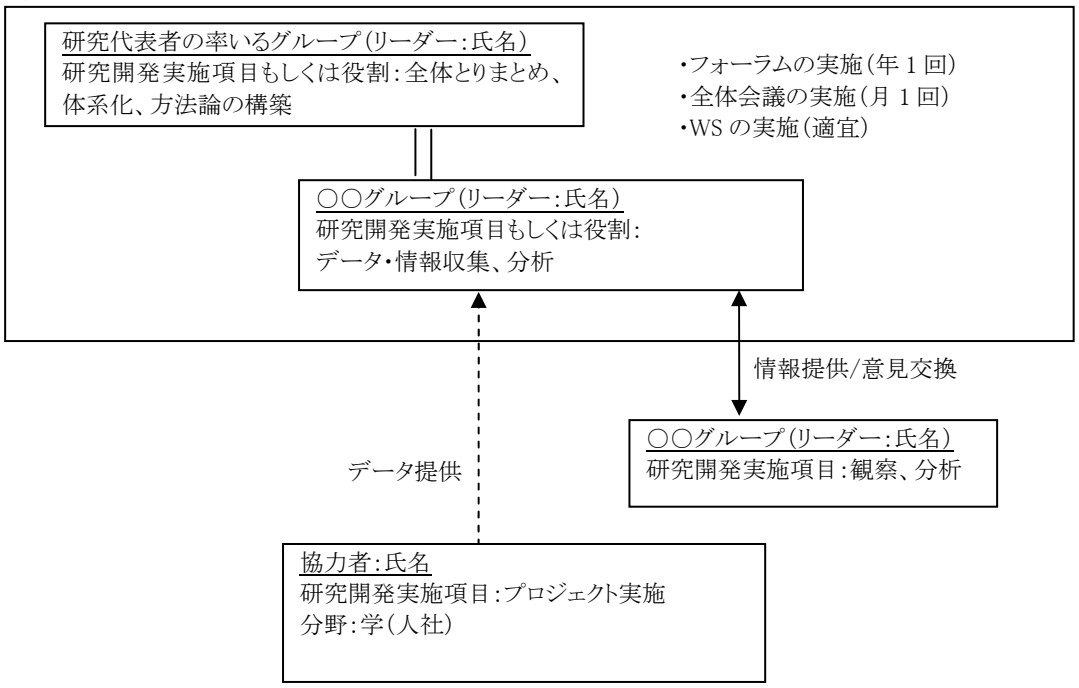

（補足説明）

4. 実施計画

（様式 4-4 として 1 グループにつき A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 4-4

② 研究代表者及びその率いるグループ

1) 研究開発プロジェクトの実施者

研究代表者の実施項目等をお書き下さい。また、研究代表者が自ら率いるグループがある場合、当該グループのメンバーについても記入してください。

・研究開発プロジェクトに参加するメンバーは、複数のグループに所属することができます。
・研究代表者がグループのリーダーを兼ねても結構です。
・研究開発プロジェクトの実施体制については、採択後に見直しをお願いする場合があります。

（記入例）

氏名	所属	役職（身分）	エフォート	実施項目	分野
研究代表者 ○○ ○○	○○大学○○学部	教授	○○%	統括／○○の方法論の構築、評価	学（人社）
○○ ○○＊	○○大学○○学部	准教授		○○の技術面での評価	学（自）

・「エフォート」は、研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記入して下さい。年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究開発プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率（%）を記入して下さい。
・「分野」は参加者の分野・役割に応じて、以下の下線の表記のいずれかを記入して下さい。

研究者（自然科学系）　→ 学（自）
研究者（人文社会科学系）→ 学（人社）
企業等の産業界　→ 産
自治体等の行政機関　→ 官
市民　→ 市民
その他　→ 他

・研究開発プロジェクトの実施者のうち、採択後に雇用する計画で、提案時に氏名が確定していない方については「アルバイト○名」といった記述でも結構です。
・研究開発プロジェクトの実施者の行は必要に応じて追加して下さい。
*・本研究開発プログラムの今年度募集において、複数の研究開発プロジェクトに参画している実施者の氏名欄には*印を記入して下さい。*

2) 実施項目及び概要

当該グループが担当する a.実施項目、b.概要を簡潔に記入してください。

a) 実施項目

b) 概要

3) 研究開発プロジェクトへの協力者

研究開発プロジェクトの実施（データ取得、実証実験、ワークショップ等）において、協力を得ることが了解されている方々（例：組織及び専門家、住民等）が既にいる場合には、「研究開発プロジェクトへの協力者」として記載して下さい（下記の記載例参照）。

（記入例）

氏名	所属／役職 （または組織名）	協力内容
○○　○○	○○○○協議会　会長	○○○○実施の助言、協力
○○　○○	商工会議所	○○○○のデータ提供
○○　○○	○○大学○○学部　助教	○○のためのワークショップ参加

4. 実施計画

（様式 4-4 として 1 グループにつき A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 4-4

③ ○○○グループ

（②の研究代表者が率いるグループ以外のグループがいる場合）各グループにつき実施項目を記載して下さい。グループの数に応じて適宜追加して下さい。

1）研究開発プロジェクトの実施者

（記入例）

氏名	所属	役職（身分）	エフォート	実施項目	分野
リーダー ○○　○○	○○大学○○学部	教授	○○%	○○の開発、導入	学（自）
○○　○○	○○研究所○○科				
アルバイト○名	―				

2）実施項目及び概要

当該グループが担当する a.実施項目、b.概要を簡潔に記入してください。

a）実施項目

b）概要

4. 実施計画

（様式 4-5 として A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 4-5

(3) 資金計画

① 研究期間全体の資金計画

単位（千円）

		1 年度 (H22.10～H23.3)	2 年度 (H23.4～H24.3)	3 年度 (H24.4～H25.3)	最終年度 (H25.4～H26.9)	合計
直接経費	設備費					
	材料・消耗品費					
	旅費					
	人件費・諸謝金					
	保守修理費					
	その他					
	直接経費計					
間接経費	比率（%）					
	間接経費計					
合計						

・研究開発費は直接経費と間接経費の合計です。
・例）直接経費(最大)：1,530 万円/年、間接経費(最大)：直接経費の 30%=459 万円/年 → 研究開発費(最大)：2,000 万円/年
・間接経費は所属機関などの一般管理費に加えて、間接的に活動に寄与する費用です。
・詳細は、募集要項の表「委託研究費（研究開発費及び企画調査費）費目一覧」(P58)をご参照下さい。

② 研究開発費の内訳（H22 年度）

（記入例）

直接経費	費目	品名	積算根拠（単価×数量等）	概算額(千円)
	材料・消耗品	ソフトウェア	@16,000 円×1 コ	16.0
	旅費	国内出張	@20,000 円×10 回	200.0
	人件費・諸謝金	技術補助	@1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×5 月	600.0
間接経費		一般管理費	一式	100.0
		事務用品	一式	144.8

H22 年度(6 ヶ月分)の主な使途について、内訳を記入して下さい。

③ 特記事項

その他、費用面で特記すべき項目を記入して下さい。

5. 他制度での助成金の有無

（様式 5 全体で A4-2 枚以内に纏めてください）　　H22_様式 5

研究代表者及びグループリーダーが、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、題名、研究開発期間、研究費の額、役割等を記入して下さい。

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

・面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

（記入例）

研究代表者（提案者）：氏名　○○　○○

制度名 1)	題名	期間	①研究費 2)(期間全体) ②　〃　(H21 年度) ③　〃　(H22 年度)	役割 3) (代表/ 分担)	ｴﾌｫｰﾄ (%)4)
科学研究費補助金 研究基盤研究(B)	○○○○○○○	H19 － H22	①10,000 千円 ②2,500 千円 ③2,000 千円	代表	10
(申請中)○○財団助成金事業	○○○○○○○	H22	①1,000 千円 ②0 千円 ③1,000 千円	分担	5
5)					

1)現在受けている、または採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい（「制度名」の欄に「（申請中）」などと明記して下さい）。

2)「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載して下さい。

3)「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。

4)「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載して下さい。

5)必要に応じて行を増減して下さい。

グループリーダー：氏名　○○　○○

制度名 1)	題名	期間	①研究費 2)(期間全体) ②　〃　(H21 年度) ③　〃　(H22 年度)	役割 3) (代表/ 分担)
○○財団公募事業	○○○○○○○	H20 － H22	①4,000 千円 ②1,000 千円 ③1,000 千円	分担

グループリーダー：氏名　○○　○○

制度名 1)	題名	期間	①研究費 2)(期間全体) ②　〃　(H21 年度) ③　〃　(H22 年度)	役割 3) (代表/ 分担)
科学研究費補助金 萌芽研究	○○○○○○○	H19 － H23	①5,000 千円 ②1,200 千円 ③1,000 千円	代表

6. 特記事項

（様式 6 として A4-1 枚に纏めてください）　　H22_様式 6

本プログラムに応募した理由、「サービス科学」の研究基盤構築への貢献のために JST や本プログラムのマネジメントグループに期待・要望すること、ご事情その他、評価者に伝えたい内容等を自由に記入してください。

・海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由を記載してください。

・現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合には、その事情を記載してください。

7. 関連する取り組みリスト【参考】

（様式 7 として研究代表者またはグループリーダー1 名につき A4-1 枚に纏めてください） H22_様式 7

(1) 研究代表者

―研究代表者の経歴―

学歴や職歴、取組みや研究開発の内容について、簡単に記載して下さい。

―主要な実績―

近年実施した取組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち本プロジェクトに関連すると思われる重要なもの 10 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入して下さい。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けて下さい。

＜取組みの成果の場合＞

（実施主体、取組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書き下さい。）

例：○○県で○○○問題に取組む市民グループ○○ネットワーク（代表○○ ○○）を○○氏と設立し、その理事を務めながら、○○○問題についての○○県○○地域の住民と周辺自治体の連携を仲立ちしている。（平成○年～、○○県○○地域）結果として、～～～～の成果を得た。

例：○○市との協働の下、○○○に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。（平成○年○月○月、○○県○○地域 計○回）結果として、～～～～～～～の条例制定につながった。

＜著書・学術論文等の成果の場合＞

（著者（著者は全員記入して下さい。）、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年）

(2) グループリーダー

―グループリーダーの経歴―

学歴や職歴、取組みや研究開発の内容について、簡単に記載して下さい。

―主要な実績―

研究代表者以外のグループリーダーが、近年実施した取組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち本プロジェクトに関連すると思われる重要なもの 5 件以内を選んで、グループリーダー毎に現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入して下さい。グループリーダー本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けて下さい。

＜取組みの成果の場合＞

（実施主体、取組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書き下さい。）

例：○○県で○○○問題に取組む市民グループ○○ネットワーク（代表 ○○ ○○）を○○氏と設立し、その理事を務めながら、○○○問題についての○○県○○地域の住民と周辺自治体の連携を仲立ちしている。（平成○年～、○○県○○地域）結果として、～～～～の成果を得た。

例：○○市との協働の下、○○○に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。（平成○年○月～○月、○○県○○地域 計○回）結果として、～～～～～～～の条例制定につながった。

＜著書・学術論文等の成果の場合＞

（著者（著者は全員記入して下さい。）、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年）

XIII. 添付資料

1.委託研究費(研究開発費及び企画調査費) 費目一覧

委託研究契約書に記載の委託研究費の内訳		様式 4-5 に記載の委託研究費の内訳	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	設備費	研究用機器、備品等の購入費(耐用年数1年以上で取得価格20万円以上)
		材料・消耗品費	設備費以外の材料、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、設備改造費(対象:固定資産物、計上:固定資産に計上)、消耗品の購入費
	旅費	旅費	①国内外での出張(研究開発成果の発表、プロジェクト及び企画調査組織内のミーティング・シンポジウム、プロジェクト及び企画調査の組織外の研究者等の招聘及びフィールドワーク等、研究活動に関する出張に限る)に伴う交通費、宿泊費、及び保険料等 ②支出の対象となるのは、計画書記載のメンバー及び研究者等の招聘対象者に限る
	諸謝金	人件費・諸謝金	①当該プロジェクトを遂行するために、新たに雇用する方の人件費(雇用に係る諸条件は各機関の規定に準拠) (注) 実施機関にもともと雇用されている方(既存の教員、職員、社員等)に人件費や謝金を支出することはできません ②プロジェクト及び企画調査の組織外の研究者等の招聘時または各種調査の被験者等に対する謝金 ③当該人件費の支出に当たっては、対象者の計画書への記載、雇用契約書及び従事日誌等の証拠書類の整備及び勤務管理体制の整備が必要。証拠書類の整備については謝金も同様 ※①については、プロジェクトの場合のみ計上可能です(企画調査については計上不可)
	その他	保守修理費	但し軽微なものに限る
		その他	①会議費(会場借料・飲食費用(但しアルコール類を除く)、その他会議に必要な費用。なお、飲食費の支出対象となる会議は、研究開発成果の発表等、研究活動に関係する会議を主催する場合で、かつチーム外の研究者等が参加する場合に限る) ②機器リース・レンタル費用、印刷費 ③請負業務外注費(但し、原則的に研究開発要素を含まない請負・検査等の業務に限る) ④人件費や海外旅費等の非課税取引に係る消費税相当額(但し、免税事業者は計上不可)
間接経費	直接経費の 30%を上限として、直接経費の外枠で措置	記載なし	①管理部門にかかる経費 ②研究部門に係る経費(共用的に使用される物品等に係る経費(各種事務用品、汎用ソフトウェア、光熱水料、通信運搬費及び新聞・雑誌代等)、特許関連経費、施設・設備の整備・維持・運営経費等

※直接経費からの支出は、研究開発または企画調査に直接的に必要な経費に限定します。研究開発または企画調査に直接的に関係しない経費は目的外使用と見なされます。
また、間接経費としての使用が適当と考えられるもの(上記参照)並びに、特許出願経費及び学会年会費等の研究機関や研究活動に参加する者の権利となるものも直接経費の対象外とします。

※委託研究費については、募集要項中の「Ⅶ.研究開発の実施にあたって 7.委託研究費の使途」(P26)も併せてご確認ください。

2. キーワード表

番号	キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウィルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	痴呆
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく
033	感染症

番号	キーワード
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディペンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タブ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウエア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ
068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング(リモートセンシング以外)
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象

番号	キーワード
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子
103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNA コンピュータ
108	スピンエレクトロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラーレン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子
123	ナノコンタクト

番号	キーワード
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク
136	太陽電池
137	太陽光発電
138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG 車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨

番号	キーワード
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネージメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源

番号	キーワード
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測(SMD)
127	光ピンセット
128	(分子)モーター
129	酵素反応
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション(ISS)
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発
244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境

番号	キーワード
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイピング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
167	バーチャルリアリティ
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エントロピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震
174	火山
175	津波
176	土砂災害
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害

番号	キーワード
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	渇水
209	延命化
210	長寿命化
211	コスト縮減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネージメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム(GIS)
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム(ITS)
222	走行支援道路システム(AHS)
223	交通需要マネージメント
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法

番号	キーワード
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学